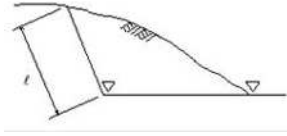
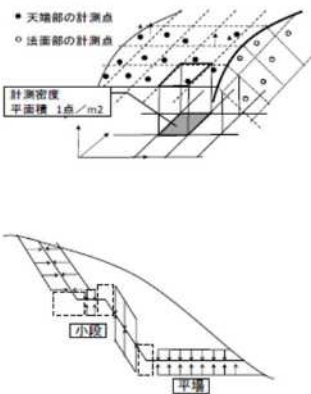
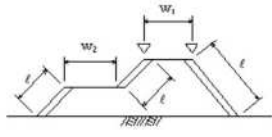
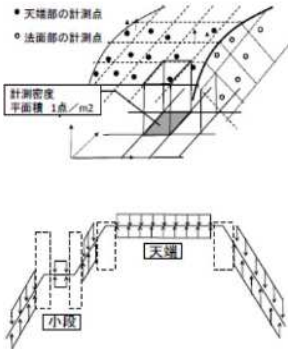
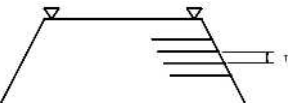
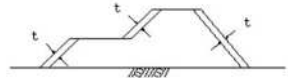


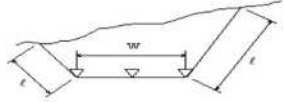
出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
第2章 第3節 河川土工・砂防土工	2-3-2	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端及び中心の3点で測定しその平均値とする。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定する。				
			法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200						
				$\ell \geq 5\text{ m}$	法長-4%						
	2-3-2	掘削工 (面管理の場合)			平均値 個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。 計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
			平場	標高較差	±50	±150					
			法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160					
			法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330					
	2-3-2	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値 個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。 計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。				
			平場	標高較差	±50	±300					
			法面	水平または 標高較差	±70	±300					
	2-3-3	盛土工	基 準 高 ▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、各法肩で測定する。				
			法 長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-100						
$\ell \geq 5\text{ m}$				法長-2%							
幅 w_1, w_2			-100								

出来形管理基準規格値（単位mm）

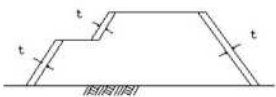
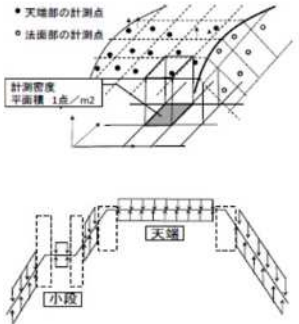
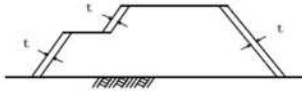
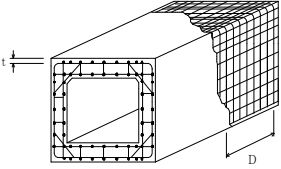
番 号		工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第2章 第3節 河川土工・砂防土工	2-3-3	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
			天 端	標高較差	-50	-150				
			法 面 4割<勾配	標高較差	-50	-170				
			法 面 4割≧勾配	標高較差	-60	-170				
			※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの							
	2-3-4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
			厚 さ t		-50					
			控 え 長 さ		設計値以上					
	2-3-5	法面整形工（盛土部）	厚 さ t		※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
	2-3-6	堤防天端工	厚 さ t	$t < 15\text{cm}$	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。				
				$t \geq 15\text{cm}$	-50					
			幅 w		-100					

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第2章 土工	第4節 道路土工	2-4-2 掘削工	基準高▽		±50		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。		
			法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200				
				ℓ ≧ 5 m	法長-4%				
			幅 w		-100				
	2-4-2 掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。 計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
		平場	標高較差	±50	±150				
		法面 (小段を含む)	水平または標高較差	±70	±160				
		法面 (軟岩Ⅰ) (小段を含む)	水平または標高較差	±70	±330				

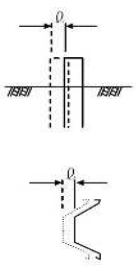
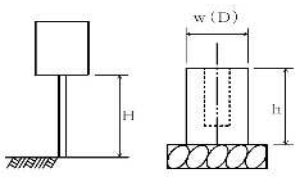
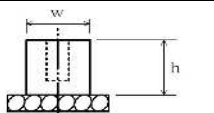
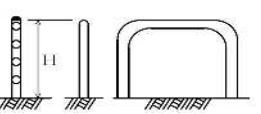
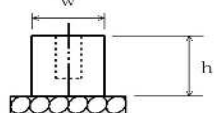
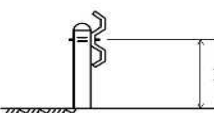
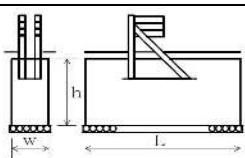
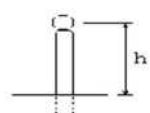
第1編共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第2章 第4節 道路土工	2-4-3 路体盛土工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。		
	2-4-4 路床盛土工	法長 l	$l < 5 \text{ m}$			
			$l \geq 5 \text{ m}$	法長 -2%		
		幅 w_1, w_2		-100		
		延 長 L		-200		
	2-4-3 路体盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 50\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に $\pm 5\text{cm}$ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
	2-4-3 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	± 50		
		法面 (小段含む)	標高較差	± 80		
	2-4-5 法面整形工（盛土部）	厚 さ t	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちがある場合に適用。		
第3章 第7節 無筋・鉄筋コンクリート	3-7-4 組立て	平 均 間 隔 d	$\pm \phi$	$d = D / (n - 1)$		・重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 ・橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編1-18-2 床版・横組工を適用する。 ・新設コンクリート構造物（橋梁上部・下部工および重要構造物である内空断面 25m^2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」を適用する。（品質管理項目）
		か ぶ り t	設計かぶり $\pm \phi$ かつ最小かぶり以上	D : n 本間の長さ n : 10 本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。		

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第 3 節 共 通 的 工 種 第 1 章 一 般 施 工	1-3-4 矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
		根 入 長		設計値以上			
		変 位 $\varnothing$		100			
	1-3-5 縁石工 （縁石・アスカーブ）	延 長 L		－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
	1-3-6 小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1ヶ所／1基		
		基 礎	幅 w （ D ）	－30	基礎1基毎		
			高 さ h	－30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			根入長	設計値以上			
	1-3-7 防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※なお、補修 工事は除く
			高さ h	－30			
		パイプ 取付 高 H		+30	施工延長40mにつき1箇所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。		
		パイプ 根入れ長		－30			
				+20			
	1-3-8 路側防護柵工 （ガードレール） 路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※なお、補修 工事は除く
			高さ h	－30			
ビ ーム 取付 高 H		+30	施工延長40mにつき1ヶ所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
パイプ 根入れ長		－30					
		+20					
基礎		幅 w	－30	1ヶ所／1基礎毎		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する ※なお、補修 工事は除く	
		高 さ h	－30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
		延 長 L	－100				
		ケーブル 取付 高 H		+30			施工延長40mにつき1ヶ所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
		パイプ 根入れ長		－30			
+20							
1-3-9 区画線工		厚 さ t （溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定			
		幅 w	設計値以上				
1-3-10 道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				

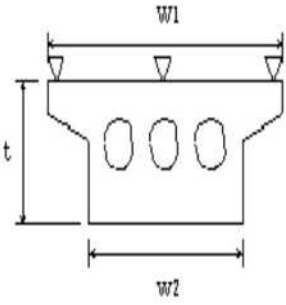
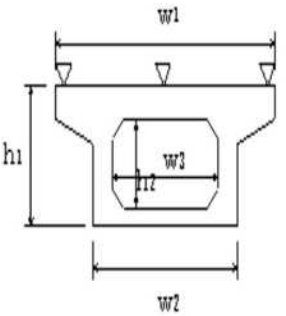
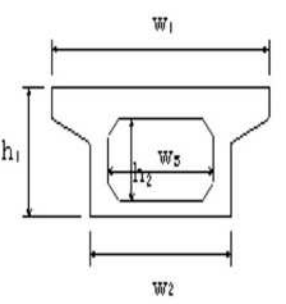
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第3節 共通の工種	1-3-11	コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量 鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ-5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗料系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。	
		1-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁 長 L (m)	± L/1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJ I Sに基づく試験成績表にかえることができる。 J I S製品以外はJ I S製品に準じる。
				断面の外形寸法	± 5	
				橋桁のそり δ_1	± 8	
				横方向の曲がり δ_2	± 10	
		1-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁 長 L (m)	± 10… L ≤ 10m ± L/1000… L > 10m	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJ I Sに基づく試験成績表にかえることができる。 J I S製品以外はJ I S製品に準じる。
				断面の外形寸法	± 5	
				橋桁のそり δ_1	± 8	
				横方向の曲がり δ_2	± 10	
		1-3-13	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスストレッチング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJ I Sに基づく試験成績表にかえることができる。 $\varnothing$: 支間長 (m)
				幅 (下) w_2	± 5	
				高 さ h	+10 -5	
				桁 長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \cdots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \cdots$	
				支 間 長	± ($\varnothing - 5$) かつ -30mm以内	
				横方向最大タワミ	0.8 $\varnothing$	

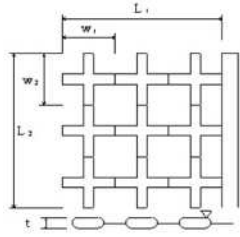
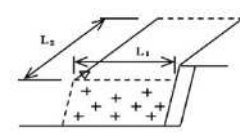
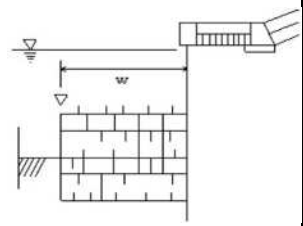
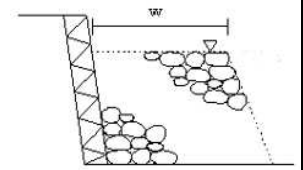
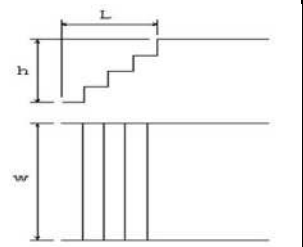
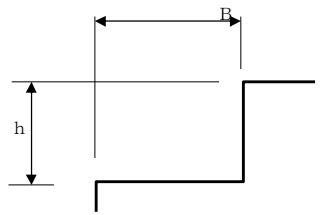
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第3節 共通の工種	1-3-14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	
			断面の外形寸法	—		
	1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長(m)	
			支 間 長	$\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ—30mm以内		
			横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
	1-3-15	PCホロースラブ製作工 RC場所打ボックス製作工 PC版桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1 径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。	
			幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$		
			厚 さ t	$-10 \sim +20$		
			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ—30mm以内		
	1-3-16	PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1 径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。 ℓ ：桁長(m)	
			幅（上） w_1	$-5 \sim +30$		
			幅（下） w_2	$-5 \sim +30$		
			内 空 幅 w_3	± 5		
			高 さ h_1	$+10$ -5		
			内 空 高 さ h_2	$+10$ -5		
			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ—30mm以内		
		PC押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。 ℓ ：桁長	
			幅（下） w_2	$-5 \sim +30$		
			内 空 幅 w_3	± 5		
			高 さ h_1	$+10$ -5		
			内 空 高 さ h_2	$+10$ -5		
			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ—30mm以内		

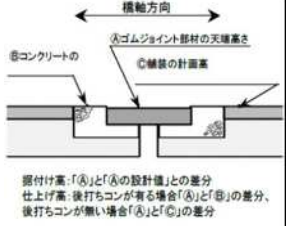
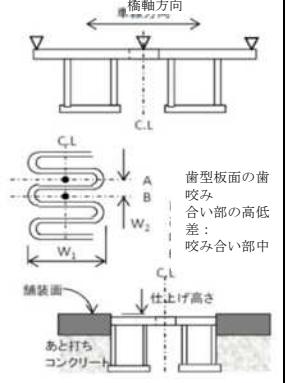
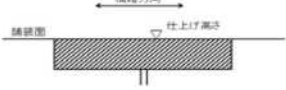
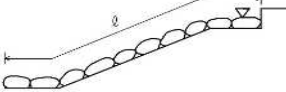
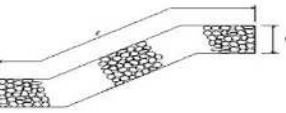
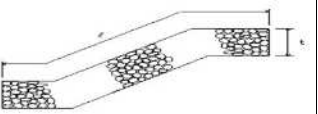
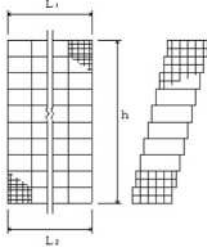
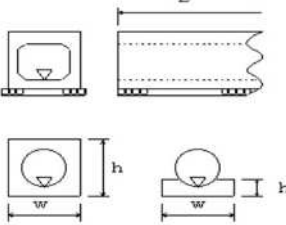
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第1章 一般施工	第3節 共通の工種	1-3-17	根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 延長は、1施工箇所毎	層積 
					厚さ t	-20		
					幅 w ₁ , w ₂	-20		
					延長 L ₁ , L ₂	-200		
		乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 延長は、1施工箇所毎	乱積 		
			延長 L ₁ , L ₂	- t / 2				
							tは根固めブロックの高さ	
		第3節 共通の工種	1-3-18	沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎。	
					幅 w	±300		
					延 長 L	-200		
	1-3-19		捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				幅 w	-100			
				延 長 L	-200			
	第3節 共通の工種		1-3-22	階段工	幅 w	-30	1回 / 1施工箇所	
					高 さ h	-30		
					長 さ L	-30		
					段 数	± 0 段		
				けあげ高 h	± 3	立体横断施設に適用		
					± 10	コンクリート打放に適用		
					± 30	その他階段に適用		
		踏 み 幅 B		± 3	立体横断施設に適用			
				± 10	コンクリート打放に適用			
				± 30	その他階段に適用			

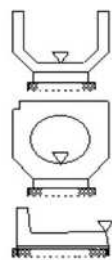
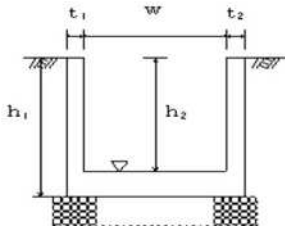
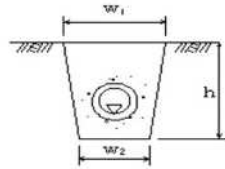
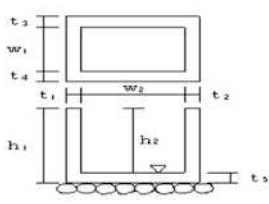
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第3節 共通の工種	1-3-24 伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3		
			表 面 の 凹 凸	3		
			仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0		
	1-3-24 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3		
			橋軸方向各点誤差の相対差	3		
			表 面 の 凹 凸	3		
			歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
			歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2		
			歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5		
			仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0		
	1-3-24 伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
		仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3			
	1-3-26 多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高	▽	±500		
		法 長	ℓ	-200		
		延 長	L	-200		
	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長	ℓ	-100		
		厚 さ	t	-0.2 t		
		延 長	L	-200		
	1-3-27 羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50		
			ℓ ≥ 3 m	-100		
		厚 さ	t	-50		
	1-3-27 羽口工 (ふとんかご、かご)	高 さ	h	-100		
		延 長	L ₁ , L ₂	-200		
	1-3-28 プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高	▽	±30		
		※ 幅	w	-50		
		※ 高 さ	h	-30		
		延 長	L	-200		

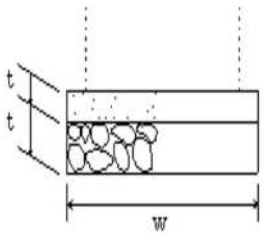
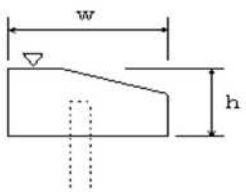
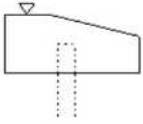
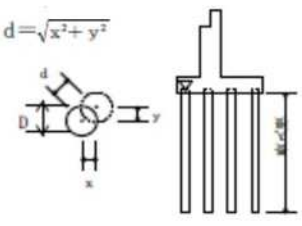
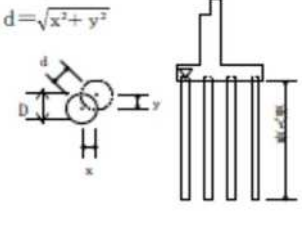
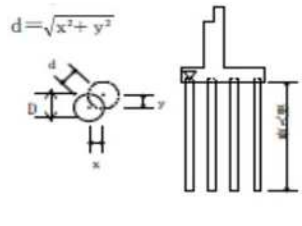
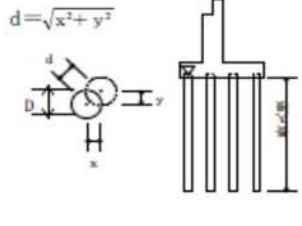
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第3節 共通の工種	1-3-29 側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (L型側溝工) (L型街渠工) (L0型街渠工) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (管渠) 排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
			延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
		場所打水路工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方式を用いることができる。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
			厚 さ t ₁ , t ₂	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h ₁ , h ₂	-30			
			延 長 L	-200			
		暗渠工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)
			幅 w ₁ , w ₂	-50			
			深 さ h	-30			
	延 長 L		-200				
	1-3-30 集水樹工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方式を用いることができる。			
		※厚さ t ₁ ~t ₅	-20				
		※幅 w ₁ , w ₂	-30				
		※高さ h ₁ , h ₂	-30				
1-3-31 現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定する。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。				

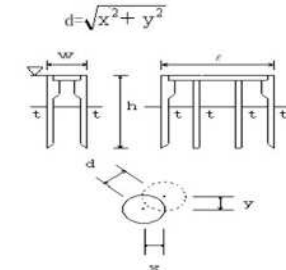
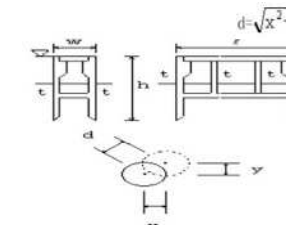
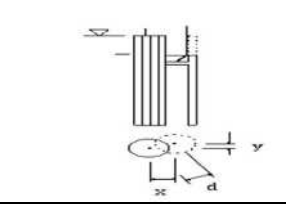
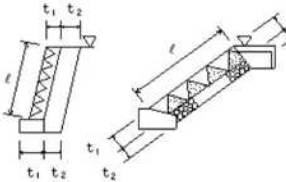
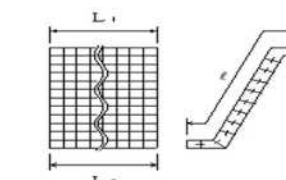
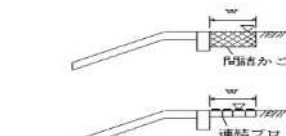
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第4節 基礎工	1-4-1 一般事項	幅 w	設計値以上		
		(切込砂利)	厚 さ t	-30		
		(砕石基礎工)	延 長 L	各構造物の規格値による。		
		(割ぐり石基礎工)				
		(均しコンクリート)				
	1-4-3 基礎工（護岸）	(現場打)	基 準 高 ▽	±30		
		笠コンクリート工	幅 w	-30		
			高 さ h	-30		
			延 長 L	-200		
	基礎工（護岸）	(プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30		
		笠コンクリート工	延 長 L	-200		
	1-4-4 既製杭工	(既製コンクリート杭)	基 準 高 ▽	±50		
		(鋼管杭)	根 入 長	設計値以上		
			偏 心 量 d	D/4 以内かつ100以内		
			傾 斜	1/100 以内		
	既製杭工	(鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50		
			根 入 長	設計値以上		
			偏 心 量 d	D/4 以内かつ100以内		
			傾 斜	1/100 以内		
			杭 径	設計径以上		
	1-4-5 場所打杭工		基 準 高 ▽	±50		
			根 入 長	設計値以上		
			偏 心 量 d	100 以内		
			傾 斜	1/100 以内		
			杭 径	設計径(公称径)-30以上		
	1-4-6 深礎工		基 準 高 ▽	±50		
			根 入 長	設計値以上		
			偏 心 量 d	150 以内		
			傾 斜	1/50 以内		
			基礎径 D	設計径(公称径)以上		
				※		

第3節 土木工事共通編

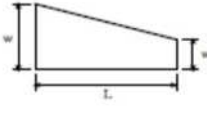
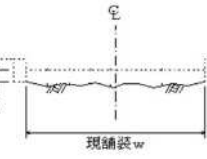
出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
第1章 一般施工	第4節 基礎工	1-4-7 オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。					
			ケーソンの長さ ℓ	-50						
			ケーソンの幅 w	-50						
			ケーソンの高さ h	-100						
			ケーソンの壁厚 t	-20						
			偏 心 量 d	300以内						
		1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。					
			ケーソンの長さ ℓ	-50						
			ケーソンの幅 w	-50						
			ケーソンの高さ h	-100						
			ケーソンの壁厚 t	-20						
			偏 心 量 d	300以内						
		1-4-9 鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。					
	根 入 長		設計値以上							
	偏 心 量 d		300以内							
	第5節 石・ブロック工	1-5-3 コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。					
			法 長 ℓ	ℓ < 3 m				-50		
				ℓ ≥ 3 m				-100		
1-5-4 緑化ブロック工 1-5-5 石積（張）工			厚さ（ブロック（積・張）、石積・張） t1	-50						
			厚さ（裏込） t2					-50		
			延 長 L					-200		
1-5-3 コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)			基 準 高 ▽	±50				施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
			法 長 ℓ	-100						
			延 長 L1, L2	-200						
		コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。					
			幅 w	-100						
			延 長 L	-200						
第6節 一般舗装工	1-6-6 橋面防水工 (シート系床版防水層)	シーツの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認						

出来形管理基準規格値（単位mm）													
番 号		工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
				個々の測定値		10個の測定値の平均							
				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第1章一般施工	第6節一般舗装工	1-6-7 アスファルト舗装工	基 準 高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
		1-6-8 半たわみ性舗装	厚 さ	－45	－45	－15	－15						
		1-6-9 排水性舗装	幅	－50	－50	—	—						
		1-6-12 コンクリート舗装 （転圧コンクリート版工）											
		1-6-13 薄層カラー舗装工											
		1-6-14 ブロック舗装工 （下層路盤工）					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。						
		1-6-12 コンクリート舗装 （下層路盤工）	基 準 高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
			厚 さ	－45	－45	－15	－15						
			幅	－50	－50	—	—						
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。						
		1-6-7 アスファルト舗装工	厚 さ	－25	－30	－8	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
		1-6-8 半たわみ性舗装	幅	－50	－50	—	—						
		1-6-9 排水性舗装											
		1-6-12 コンクリート舗装 コンクリート舗装 （転圧コンクリート版工）											
		1-6-13 薄層カラー舗装工											
		1-6-14 ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工											
		1-6-7 アスファルト舗装工	厚 さ	－25	－30	－8	－10			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 150～300m ² N=1 個 300～2000m ² N=3 個 2000m ² ～ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
		1-6-8 半たわみ性舗装	幅	－50	－50	—	—						
		1-6-9 排水性舗装											
		1-6-13 薄層カラー舗装工											
		1-6-14 ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。						
		1-6-12 コンクリート舗装 コンクリート舗装 （転圧コンクリート版工） （セメント（石灰）・瀝青）安定処理工	厚 さ	－15	－30	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 150～300m ² N=1 個 300～2000m ² N=3 個 2000m ² ～ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
			幅	－50	－50	—	—						
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。						
		1-6-7 アスファルト舗装工	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m ² N=1 個 300～2000m ² N=3 個 2000m ² ～ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
		1-6-8 半たわみ性舗装	幅	－50	－50	—	—						
		1-6-9 排水性舗装											
		1-6-13 薄層カラー舗装工											
		1-6-14 ブロック舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。						
		※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満のいずれかに該当するものをいう。											

出来形管理基準規格値（単位mm）										
番 号	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			個々の測定値		10個の測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第1章一般施工	第6節一般舗装工	1-6-11 ゲ-スアスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工	厚	さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
			幅		－50	－50	—	—		
		1-6-7 アスファルト舗装工	厚	さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
	1-6-8 半たわみ性舗装	幅		－25	－25	—	—			
	1-6-9 排水性舗装									
	1-6-13 薄層カラー舗装工									
	1-6-14 ブロック舗装工 （基層工）									
	第6節一般舗装工	1-6-11 ゲ-スアスファルト舗装工 （基層工）	厚	さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
			幅		－25	－25	—	—		
		1-6-7 アスファルト舗装工	厚	さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
	1-6-8 半たわみ性舗装	幅		－25	－25	—	—			
	1-6-9 排水性舗装									
	1-6-13 薄層カラー舗装工 （表層工）	平 坦 性	—	3mプロファイルメータ 標準偏差（σ） 2.4mm以下 直読式（足付き） 標準偏差（σ） 1.75mm以下						
	第6節一般舗装工	1-6-11 ゲ-スアスファルト舗装工 （表層工）	厚	さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
			幅		－25	－25	—	—		
			平 坦 性	—	3mプロファイルメータ 標準偏差（σ） 2.4mm以下 直読式（足付き） 標準偏差（σ） 1.75mm以下					
1-6-12 コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）		厚	さ	－9	－12	－3	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、下記の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	幅		－25	－25	—	—				
※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満のいずれかに該当するものをいう。										

出来形管理基準規格値（単位:mm）

番 号		工 種	測定項目		規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
					個々の測定値		10個の測定値の平均				
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第 1 章 一般施工	第 6 節 一般舗装工	1-6-12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—	—10	—10	—3.5	—3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
				幅	—25	—25	—	—			
				平 坦 性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより機械舗設の場合：標準偏差（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合：標準偏差（σ）3mm以下				
				目 地 段 差	±2		±2				
		1-6-12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)	厚 さ	—9	—12	—3	—3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 150～300m2 N=1 個 300～2000m2 N=3 個 2000m2～ N=3個+1000m2に1 個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
				幅	—25	—25	—	—			
				平 坦 性	—		—				
				目 地 段 差	±2		±2				
		1-6-12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工	厚 さ	—15	—15	—4.5	—4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	—35	—35	—	—			
				平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより標準偏差（σ）2.4mm以下。				
				目 地 段 差	±2		±2				
		1-6-10	透水性舗装工 (路盤工)	基 準 高 ▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				厚 さ	t < 15cm	—30		—10			
					t ≥ 15cm	—45		—15			
				幅	—100		—				
		1-6-10	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	—9	—9	—3	—3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1個コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	—25	—25	—	—			
				平 坦 性	—		—				
				目 地 段 差	±2		±2				
		1-6-15	路面切削工	厚 さ	—7		—2		厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
				幅	—25		—				
				平 坦 性	—		—				
				目 地 段 差	±2		±2				
1-6-16	舗装打換え工	路 盤 工	幅 W	—50		—50		各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。			
			延長 L	—100		—100					
		舗 設 工	厚 さ t	該当工種		該当工種					
			幅 W	—25		—25					
1-6-17	オーバーレイ工	舗 設 工	延長 L	—100		—100		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。			
			厚 さ t	—9		—9					
		平 坦 性	幅 w	—25		—25					
			延長 L	—100		—100					

※ 工事規模の考え方

中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満のいずれかに該当するものをいう。

※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。
小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満のいずれかに該当するものをいう。

出来形管理基準規格値（単位mm）																			
番 号		工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
				個々の測定値		測定値の平均													
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下												
第1章 一般施工	第6節 一般舗装工	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-12	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 コンクリート舗装工 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 -15 +40 -15	+50 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		準拠する要領の制定等に対応								
		1-6-7 1-6-8 1-6-9	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-54 -63	-8 -10	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。					準拠する要領の制定等に対応						
		1-6-7 1-6-8 1-6-9	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-54 -63	-8 -10	-10							1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		準拠する要領の制定等に対応			
		1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11	アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 クォースアスファルト舗装工 （上層路盤工） 加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-36 -45	-5 -7	-7										1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		準拠する要領の制定等に対応
	※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満のいずれかに該当するものをいう。																		

出来形管理基準規格値（単位mm）													
番 号		工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
				個々の測定値		測定値の平均							
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
第1章 一般施工	第6節 一般舗装工	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11 アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 グ래스ファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の 内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		準拠する要領の制定等に対応			
		1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11 アスファルト舗装工 半たわみ性舗装 排水性舗装 グ래스ファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の 内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応
		平坦性	—		3mプロファイルメーター(σ) 2. 4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1. 75mm以下								
	1-6-10	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70		+50 -10		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の 内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		準拠する要領の制定等に対応		
			t ≥ 15cm	±90		+50 -15							
			厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70		+50 -10						
			t ≥ 15cm	±90		+50 -15							
	1-6-10	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の 内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		準拠する要領の制定等に対応			
※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満のいずれかに該当するものをいう。													

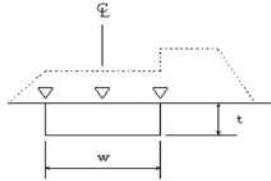
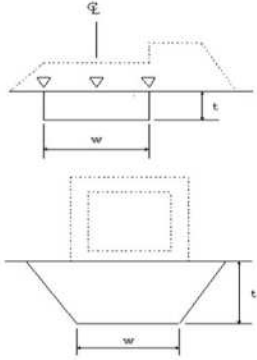
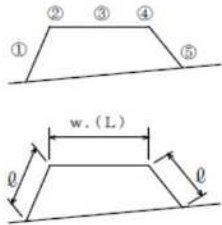
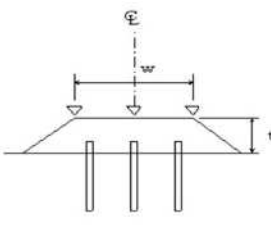
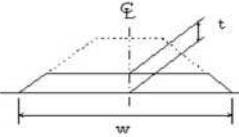
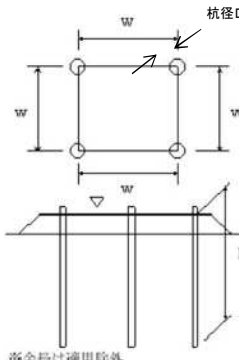
出来形管理基準規格値（単位mm）										
番 号		工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
				個々の測定値		測定値の平均				
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第1章 一般施工	第6節 一般舗装工	1-6-12	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （粒度調整路盤工） （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	
		1-6-12	コンクリート舗装工 コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	
		1-6-12	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-22	-22	-3.5	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
			平 坦 性	—		コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより機械舗設の場合：標準偏差（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合：標準偏差（σ）3mm以下		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
			目 地 段 差	±2		±2		隣接する各目地に対して道路中心線及び端部で測定		
※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満のいずれかに該当するものをいう。										

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
			個々の測定値		測定値の平均						
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下					
第1章 一般施工	第6節 一般舗装工	1-6-12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは 標高較差	-22	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
			(面管理の場合)	平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより標準偏差(σ) 2.4mm以下					
			目 地 段 差	±2	±2	隣接する各目地に対して道路路中心線及び端部で測定					
		1-6-15	路面切削工 (面管理の場合)	厚 さ (標高較差)	—17 (17)	—2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。				
				標高較差または厚さ t のみ	幅	—25					—
		1-6-17	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	—20	—3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さ+オーバーレイ後の標高値との差で算出する。				
				(面管理の場合)	平 坦 性	—					3mプロファイルメータ 標準偏差(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) 標準偏差(σ) 1.25mm以下
※ 工事規模の考え方											
中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満のいずれかに該当するものをいう。											

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第7節 地盤改良工	1-7-2 路床安定処理工	基 準 高	▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		
			施 工 厚 さ	t	－50			
			幅	w	－100			
			延 長	L	－200			
		1-7-3 置換工	基 準 高	▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
			置 換 厚 さ	t	－50			
			幅	w	－100			
			延 長	L	－200			
		1-7-4 表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基 準 高	▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
			法 長	ℓ	－500			
			天 端 幅	w	－300			
			天 端 延 長	L	－500			
	1-7-5 パイルネット工	基 準 高	▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。			
		厚 さ	t	－50				
		幅	w	－100				
		延 長	L	－200				
	1-7-6 サンドマット工	施 工 厚 さ	t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。			
		幅	w	－100				
		延 長	L	－200				
	1-7-7 パーチカドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 1-7-8 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位 置 ・ 間 隔	w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。			
		杭 径	D	設計値以上				
		打 込 長 さ	h	設計値以上	全本数	全本数 計器管理にかえることができる。		
		サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	—				

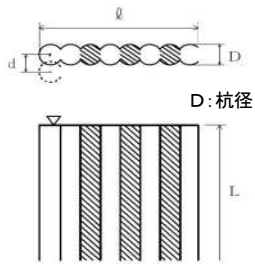
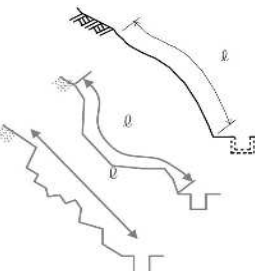
第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

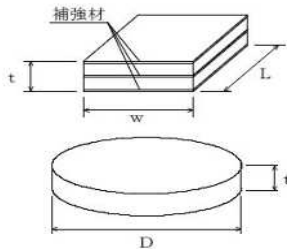
番号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第1章 一般施工	第7節 地盤改良工	1-7-9 固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
		位 置 ・ 間 隔 w	D／4 以内				
		杭 径 D	設計値以上				
		深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \varnothing_1 - \varnothing_2$ $\varnothing_1$ は改良体先端深度 $\varnothing_2$ は改良体天端深度			
	1-7-9 固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認			
		位 置	D／8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）			
		杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）			
		改 良 長 L	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）			
	1-7-9 固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。			
施 工 厚 さ t		設計値以上	1,000m3以下、または施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
幅 w		設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認（実測は不要）。				
延 長 L		設計値以上					
第10節 仮設工	1-10-5 土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 （任意仮設は除く）			
		根 入 長	設計値以上				
	1-10-5 土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計深さ以上	全数			
		配 置 誤 差 d	100	（任意仮設は除く）			
	1-10-5 土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\varnothing$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
		延 長 L_1, L_2	-200	1施工箇所毎			
	1-10-5 土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 （任意仮設は除く）			
天 端 幅 w		-100					
法 長 $\varnothing$		-100					
1-10-5 土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 （任意仮設は除く）				
1-10-9 地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
	連壁の長さ $\varnothing$	-50					
	変 位	300					
	壁 体 長 L	-200					

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

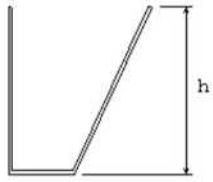
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第10節 仮設工	1-10-10 地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 D: 杭径	
			連壁の長さ ℓ		－50			
			変 位 d		D/4以内			
			壁 体 長 L		－200			
	1-10-22	法面吹付工	法 長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
				$\ell \geq 3\text{ m}$	－100			
			厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
				$t \geq 5\text{ cm}$	－20			
				但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
			延 長 L		－200	1施工箇所毎		

出来形管理基準規格値（mm）

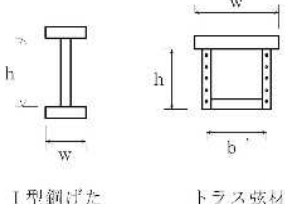
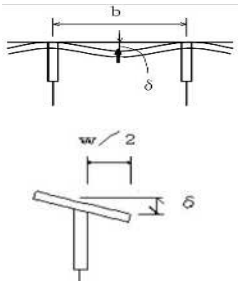
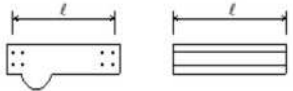
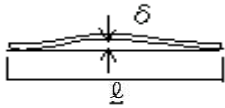
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
第1章 一般施工	第12節 工場製作工 共通	1-12-1 鋳造費（金属支承工）	上下部 構造物との 接合用ボルト 孔	孔の直径差		+2	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合 も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の 橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法 に対してはCT13を適用するものと する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保さ れているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			
						−0				
				中心 距離	ボスの突起を基準とした 孔の位置ずれ					
					≦1000mm	≦1000mm			1以下	
					ボスの突起を基準とした 孔の位置ずれ					
					>1000mm	>1000mm			1.5以下	
				アンカー ボルト用孔（鑄放し）	ドリル 加工 孔	≦ 100mm			+3 −1	
						> 100mm			+4 −2	
					孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13	
				センタ ーボス	ボスの直径				+0 −1	
			ボスの高さ		+1 −0					
			ボス※5	ボスの直径		+0 −1				
				ボスの高さ		+1 −1				
			上巻の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13					
			全移 動量 ℓ ※4	ℓ≦300mm		±2				
				ℓ>300mm		± ℓ／100				
			組立 高さ（ H）	上、下面加工 仕上げ		±3				
				コン ク リ ー ト 構 造 用	H≦300mm	±3				
					H>300mm	(H／200+3) 小数 点以下切り捨て				
			普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14				
				鑄放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403-1995 CT15				
				削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級				
ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級								
1-12-2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	ゴム 支 承 本 体	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D≦500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照				
				500< w, L, D ≦1,500mm	0～+1%					
				1,500< w, L, D	0～+15					
			厚 さ t	t ≦ 20mm	±0.5					
				20< t ≦160	±2.5%					
				160< t	±4					
			相 対 誤 差	w, L, D≦1,000mm	+1					
				1,000mm< w, L, D	w, L, D／1,000					
			支 承 高 さ	長さ(A) 幅(B) 高さ(T)	A, B≦1500mm			ゴム支承本体厚さ(t)の 許容差に±1.5mmを加算		
					1500mm< A, B			ゴム支承本体厚さ(t)の許容差 に±2mmを加算		

第3編土木工事共通編

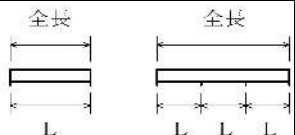
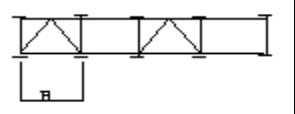
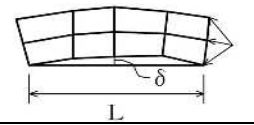
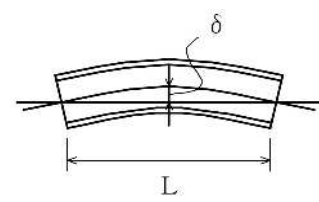
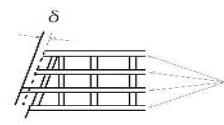
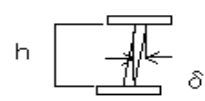
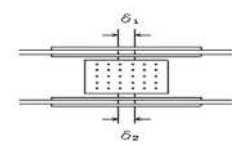
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 一般施工	第12節 工場製作工 共通	1-12-3	仮設材製作工		±3……	図面の寸法表示箇所にて測定。		
			部材	部材長 ℓ (m)	$\ell \leq 10$ ±4…… $\ell > 10$			
	1-12-4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)		±2…… $h \leq 0.5$ ±3…… $0.5 < h \leq 1.0$ ±4…… $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
					外周長 ℓ (m)	±(10+ ℓ /10)		

出来形管理基準規格値 (mm)

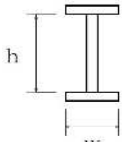
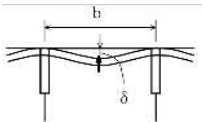
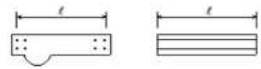
番 号		工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
						鋼桁等	トラス・アーチ等				
第1章 第12節 一般施工 共通	1-12-3	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2・…… w ≤ 0.5		主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 I型鋼げた トラス盛材			
				±3・…… 0.5 < w ≤ 1.0		床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。					
				±4・…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w / 2) 2.0 < w		なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJ I Sに基づく試験成績表にかえることができる。					
				部材精度	板の平面度 δ	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250			主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				
					フランジの直角度 δ (mm)	w / 200					
				部材長 ℓ	部 鋼 桁 トラス、アーチなど	±3・…… ℓ ≤ 10 ±4・…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。				
						±2・…… ℓ ≤ 10 ±3・…… ℓ > 10					
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000			主要部材全数を測定 ℓ : 部材長 (mm) —	
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。											

出来形管理基準規格値 (mm)

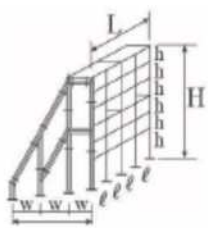
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
					鋼桁等	トラス・アーチ等			
第1章 一般施工	第12節 工場製作工 共通	1-12-3 桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シュミレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+L_n/10)$	主桁、主構全数を測定。			
				主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
				主構の組立高さ h (m)	± 5 $\dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		
				主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：側線上 (m)			主桁
				主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
				主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			主桁
				主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$ h：主桁の高さ (mm) h：主構の高さ (mm)	各主桁の両端部を測定。 支点及び支間中央付近を測定。	h：主桁の高さ (mm) h：主構の高さ (mm)		
				現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、 すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。									

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値 (mm)

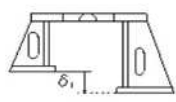
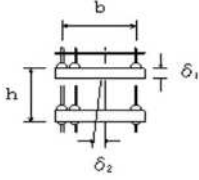
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
					鋼桁等	トラス・アーチ等							
第1章 一般施工	第12節 工場製作工 共通	1-12-3 桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) ……2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた						
					板の平面度 δ (mm)				鋼桁等の部材の腹板 箱桁等のフランジ 鋼床版のデッキプレート	h / 250 b / 150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)		
									フランジの直角度 δ (mm)				
						部材長 m	鋼 桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	主要部材全数を測定。				
				※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。									

出来形管理基準規格値 (mm)

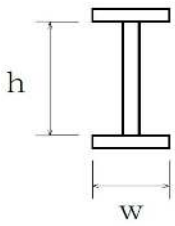
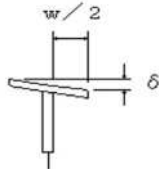
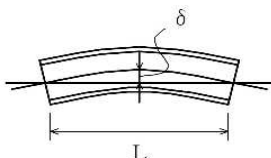
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
					鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章 一般施工	第12節 工場製作工 共通	1-12-3 桁製作工 (鋼製ダム製作工（仮組立時））	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。			
			堤 長 L	±30				
			堤 長 ℓ	±10				
			堤 幅 W	±30				
			堤 幅 w	±10				
			高 さ H	±10				
			ベースプレートの高さ	±10				
			本 体 の 傾 き	±H／500				

第3編土木工事共通編

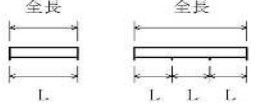
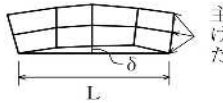
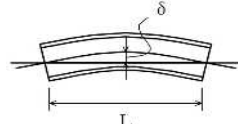
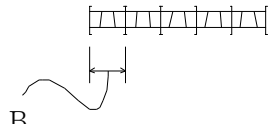
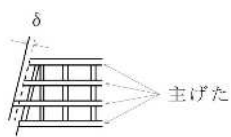
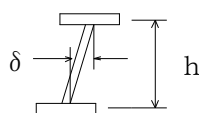
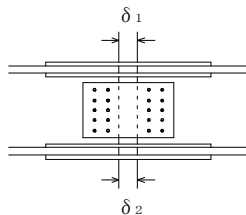
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章 第12節 一般施工 共通	1-12-4	検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
	1-12-5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。				
			仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 s (mm)	設計値 ± 4	両端及び中央付近を測定。			 (実測値) δ_2 	
			フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2						
	1-12-6	落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
	1-12-7	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
	1-12-8	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。				
		鉛直度 δ_2 (mm)		$h/500$						
		高さ h (mm)		± 5						

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章 第12節 一般施工 共通	1-12-9 プレブーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) $\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ 腹板高 h (m) $\pm 4 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点および各支間中央付近を測定する。			I型鋼げた
		部材	フランジの直角度 δ (mm) $w/200$	各支点および各支間中央付近を測定する。			
		部材	$\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定する。			
		仮組立時	主桁のそり $-5 \sim +5 \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。			
	1-12-10 鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。			
1-12-11	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。			

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章 一般施工	第13節 橋梁架設工	1-13 架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長・支間 L (m)	$\pm (20 + L/5)$	各桁毎に全数測定する。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
			通 り δ (mm)	$\pm (10 + 2L/5)$	L: 主桁・主構の支間長 (m)		主げた
			そ り δ (mm)	$\pm (25 + L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
			※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots$ $B \leq 2$ $\pm (3 + B/2)$ $\dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
			※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		主げた
			※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3 + h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)		
			※現場継手部のすき間 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		
					※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
	架設工 (コンクリート橋)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。			
		(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
		架設支保工 (固定) (移動)	そ り	—	主桁を全数測定。		
		架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)					

第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

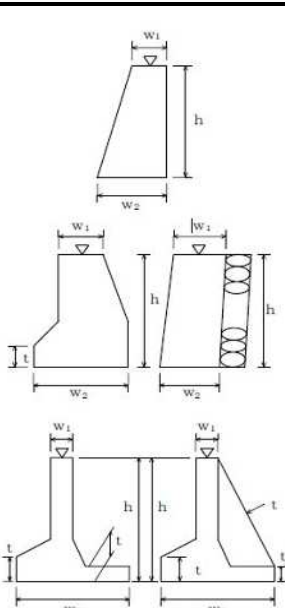
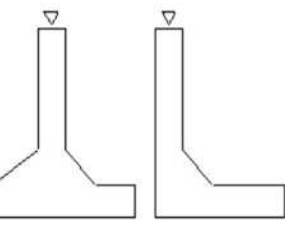
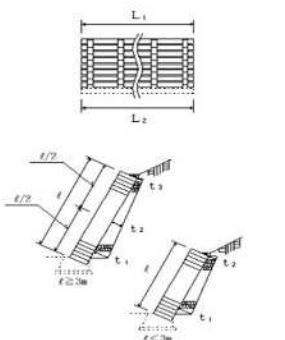
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第1章 一般施工	第14節 法面工 共通	1-14-2 植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
				ℓ≥5m	法長の－4%				
			盛 土 法長 ℓ	ℓ<5m	－100				
				ℓ≥5m	法長の－2%				
			延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
				ℓ ≥ 5 m	法長の－4%				
			厚 さ t	t < 5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。			
				t ≥ 5cm	－20				
			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
			延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
第1章 一般施工	第14節 法面工共通	1-14-3 吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	$\ell < 3 \text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。				
				$\ell \geq 3 \text{ m}$	-100					
			厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。				
				$t \geq 5\text{cm}$	-20					
				ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
			延 長 L		-200	1 施工箇所毎				
					ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
		1-14-4 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10 \text{ m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による		
				$\ell \geq 10 \text{ m}$	-200					
			幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
			高 さ h		-30	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
			吹付枠中心間隔 a		±100					
	延 長 L		-200	1 施工箇所毎						
	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10 \text{ m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
			$\ell \geq 10 \text{ m}$	-200						
		延 長 L		-200	1 施工箇所毎					
		1-14-6 アンカー工	削 孔 深 さ ℓ		設計値以上			全数 (任意仮設は除く)		※鉄筋挿入工にも適用する
			配 置 誤 差 d		100					
			せん孔方向 θ		±2.5度					

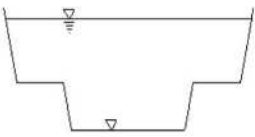
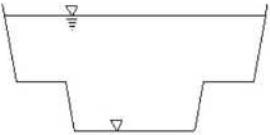
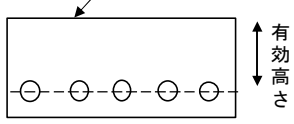
第3編土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）

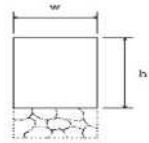
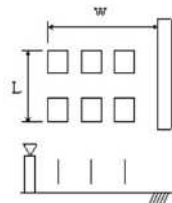
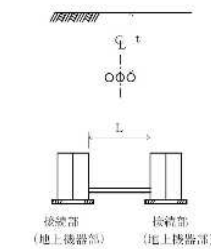
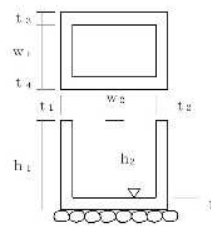
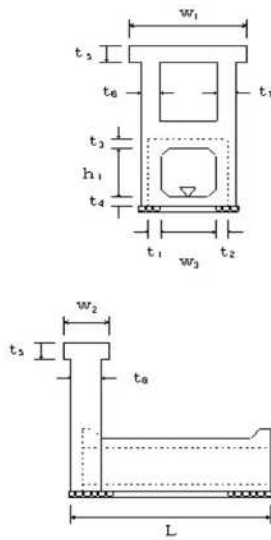
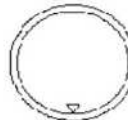
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
第1章 一般施工 共通	第15節 擁壁工	1-15-1 場所打擁壁工 コンクリート擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
			厚 さ t		-20						
			裏 込 厚 さ		-50						
			幅 w ₁ , w ₂		-30						
			高 さ h	h < 3m	-50						
				h ≥ 3m	-100						
			延 長 L		-200	1 施工箇所毎					
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
			1-15-2 プレキャスト擁壁工		基 準 高 ▽				±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
					延 長 L				-200		
										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
					1-15-3 補強土壁工	(補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)			基 準 高 ▽		
	高 さ h	h < 3m					-50				
		h ≥ 3m					-100				
	鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300以内								
	控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上	同上かつ控え長、種類ごとに測定							
	延 長 L		-200	1 施工箇所毎							
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							
	1-15-4 井桁ブロック工		基 準 高 ▽				±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			法 長 ℓ	h < 3m	-50						
				h ≥ 3m	-100						
			厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50						
			延長 L ₁ , L ₂		-200	1 施工箇所毎					

第3編土木工事共通編

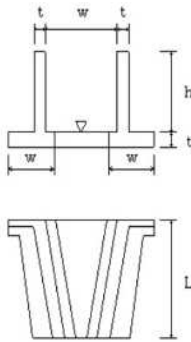
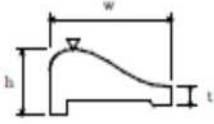
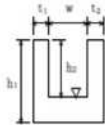
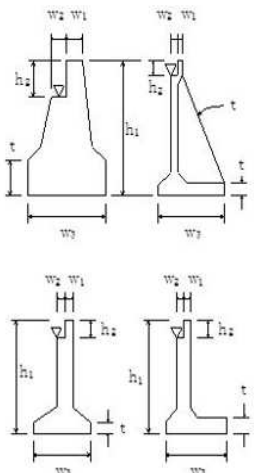
出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章一般施工	第16節浚渫工	1-16-3 浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基 準 高 ▽			
		電 気 船	200ps	－ 800～＋200		
			500ps	－1000～＋200		
			1000ps	－1200～＋200		
		デ イ ゼ ル 船	250ps	－ 800～＋200		
			420ps	－1000～＋200		
			600ps	－1000～＋200		
			1350ps	－1200～＋200		
			幅 w	－200		
			延 長 L	－200		
		浚渫船運転工 (グラブ船)	基 準 高 ▽	＋200以下		
		(バックホウ浚渫船)	幅 w	－200		
			延 長 L	－200		
	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均 値	個々の 計算値		
		標高較差	± 0 以下	＋400 以下		
	第18節床版工	床版工・横組工	基 準 高 ▽	±20		
			幅 w	0～＋30		
			厚 さ t	－10～＋20		
			鉄 筋 の か ぶり	設計値以上		
			鉄筋の有効高さ	±10		
			鉄筋間隔	±20		
				±10 (有効高さがマイナスの場合)		

出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第1章 築堤護岸工	第1節	1-1	河川幅	W ≤ 5m	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				5m < W ≤ 20m	-80				
				W > 20m	-W/250				
	第7節 法覆護岸工	1-7-4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
				高 さ h	-30				
	第8節 水制工	1-10-8	杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎			
				幅 w	±300				
				方 向	±7°				
				延 長 L	-200				
	第13節 光ケーブル配管工	1-13-3	配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。			
				延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。【管路センターで測定】			
1-13-4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎				
			※厚さ t1～t5	-20	※は現場打部分のある場合				
			※幅 w1, w2	-30					
			※高さ h1, h2	-30					
第3章 樋門・樋管		第3節 樋門・樋管本体工	3-5-6	函渠工 （本体工）	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
	厚 さ t1～t8				-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			
	幅 w1, w2				-30				
	内 空 幅 w3				-30				
	内 空 高 h1				±30				
	延 長 L				-200				
			函渠工 （ヒューム管） （PC管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）		基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					延 長 L	-200	1施工箇所毎		

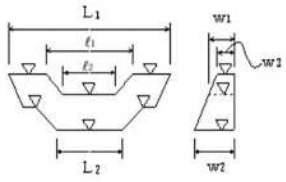
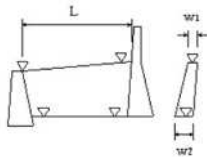
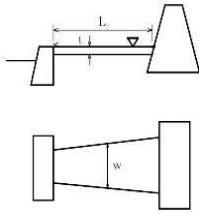
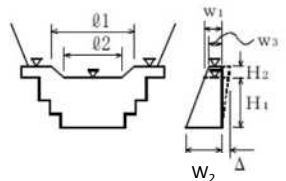
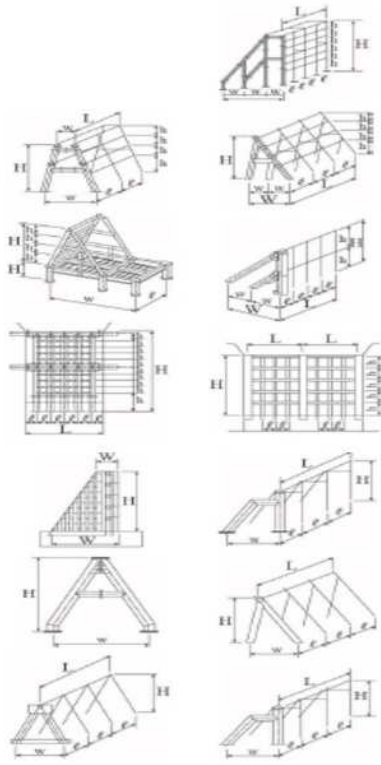
出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第3章 樋門・樋管	第3節 樋門・樋管 本工	3-5-7 翼壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
		3-5-8 水叩工	厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	± 30			
			延 長 L	-50			
第4章 水門	第6節 水門 本工	4-6-7 床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
		4-6-8 堰柱工	厚 さ t	-20			
		4-6-9 門柱工	幅 w	-30			
		4-6-10 ゲート操作台工	高 さ h	± 30			
		4-6-11 胸壁工	延 長 L	-50			
第5章 堰	第6節 可動堰 本工	5-6-13 閘門工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
		5-6-14 土砂吐工	厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	± 30			
			延 長 L	-50			
	第7節 固定堰 本工	5-7-8 堰本工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
		5-7-9 水叩工	厚 さ t	-20			
		5-7-10 土砂吐工	幅 w	-30			
			高 さ h	± 30			
			堰長 L	$L < 20 \text{ m}$ $L \geq 20 \text{ m}$			
第6章 排水機場	第8節 魚道 工	5-8-3 魚道本工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			厚 さ t ₁ , t ₂	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h ₁ , h ₂	-30			
			延 長 L	-200			
	第7節 管理橋 下部工	5-9-2 管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
			厚 さ t	-20			
			天 端 幅 w ₁ （橋 軸 方 向）	-10			
			天 端 幅 w ₂ （橋 軸 方 向）	-10			
			敷 幅 w ₃ （橋 軸 方 向）	-50			
			高 さ h ₁	-50			
			胸壁の高さ h ₂	-30			
			天 端 長 ℓ_1	-50			
			敷 長 ℓ_2	-50			
			胸壁間距離 ℓ	± 30			
			支 点 長 及 び 中 心 線 の 変 化	± 50			
第6章 排水機場	第4節 排水機場 本工	6-4-6 排水機場本工 吐出水槽本工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定		
			厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h ₁ , h ₂	± 30			
			延 長 L	-50			

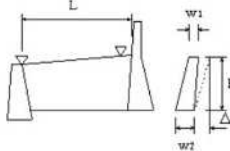
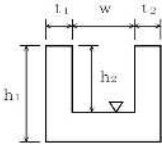
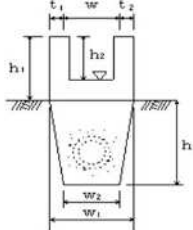
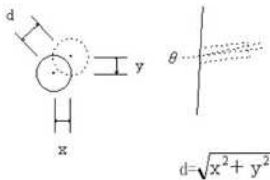
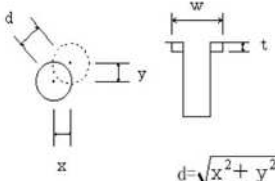
出来形管理基準規格値（単位mm）

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第6章 排水機場	第4節 排水機場本體工	6-4-7 排水機場 燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定		
			厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	±30			
			延 長 L	-50			
	第5節 沈砂池工	6-5-7 排水機場 コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定		
			厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	±30			
			延 長 L	-50			
第7章 床止め・床固め	第4節 床止め工	7-4-6 本體工 (床固め本體工)	基 準 高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
			天 端 幅 w ₁ , w ₃	-30			
			堤 幅 w ₂	-30			
			堤 長 L ₁ , L ₂	-100			
			水 通 し の 幅 ℓ ₁ , ℓ ₂	±50			
		7-4-8 水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
			厚 さ t	-30			
			幅 w	-100			
			延 長 L	-100			
	第5節 床固め工	7-5-6 側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
			天 端 幅 w ₁	-30			
			堤 幅 w ₂	-30			
			長 さ L	-100			

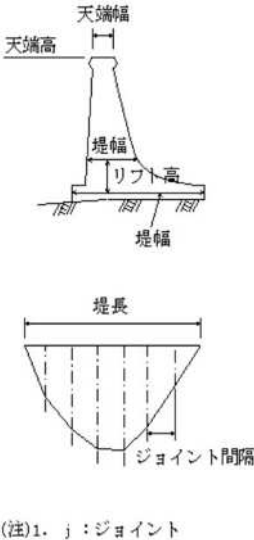
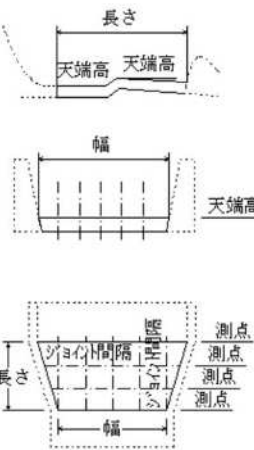
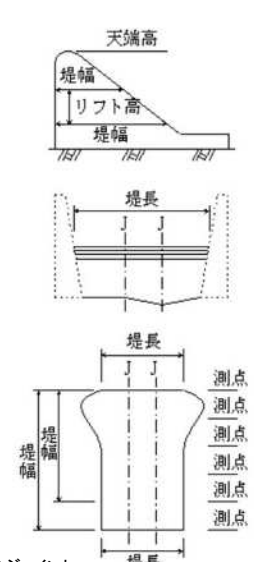
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第1章 第3節 砂防堰堤	1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 部材長 ℓ (m) $\ell \leq 10$ $\ell > 10$	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\pm 4 \cdots \cdots$	図面の寸法表示箇所にて測定	
	1-8-4	コンクリート堰堤本体工 コンクリート副堰堤工	基 準 高 ∇ 大端部 w_1, w_3 堤 幅 w_2 水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2 堤長 L_1, L_2	± 30 -30 ± 50 -100	図面の表示箇所にて測定。 	
	1-8-6	コンクリート側壁工	基 準 高 ∇ 幅 w_1, w_2 長 さ L	± 30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 	
	1-8-8	水叩工	基 準 高 ∇ 幅 w 厚 さ t 延 長 L	± 30 -100 -30 -100	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 	
	1-9-5	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 部 堤 高 ∇ 長さ ℓ_1, ℓ_2 幅 w_1, w_3 下流側倒れ Δ 袖 部 袖 高 ∇ 幅 w_2 下流側倒れ Δ	± 50 ± 100 ± 50 $\pm 0.02H_1$ ± 50 ± 50 $\pm 0.02H_2$	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 	
		鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格 堤長 ℓ 格・B・L 堤幅 W 格 堤幅 w 格・A・B・L 高さ H 格・A・B・L 高さ h 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型	± 50 ± 10 ± 30 ± 10 ± 10 ± 10	図面の寸法表示箇所にて測定。 	

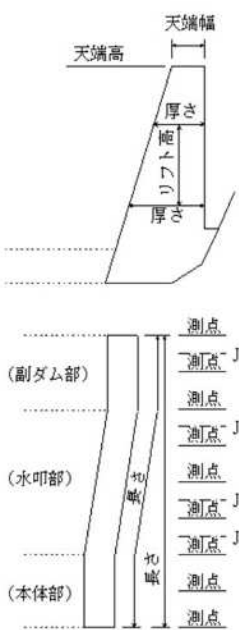
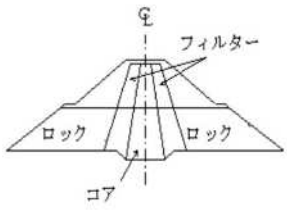
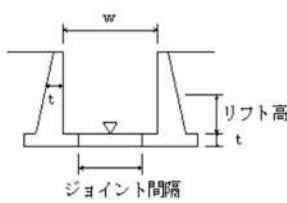
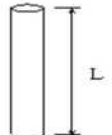
出来形管理基準規格値（mm）

番 号			工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 砂防堰堤	第9節 鋼製堰堤工	1-9-6	鋼製側壁工	堤 高 ∇		± 50	1. 図面に表示してある箇所 で測定。 2. ダブルウォール構造の 場合は、堤高、幅、袖高は+の規格 値は適用しない。		
				長 さ L		± 100			
				幅 w 1, w 2		± 50			
				下流側倒れ $\triangle$		$\pm H/500$			
				高 さ	$h < 3\text{m}$	-50			
$h \geq 3\text{m}$	-100								
第2章 流路	第5節 床固め工	2-5-8	魚道工	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長40m（また は50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法に ついては、規格証明書等による。		
				幅 w		-30			
				高さ h 1, h 2		-30			
				厚さ t 1, t 2		-20			
				延 長 L		-200			
第3章 斜面対策	第6節 山腹水路工	3-6-4	山腹明暗渠工	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長40m（また は50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		
				厚さ t 1, t 2		-20			
				幅 w		-30			
				幅 w 1, w 2		-50			
				高さ h 1, h 2		-30			
				深 さ h 3		-30			
				延 長 L		-200			
	第7節 地下水排除工	3-7-4	集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\varnothing$		設計値以上	全数		
				配置誤差 d		100			
				せん孔方向 θ		± 2.5 度			
		3-7-5	集水井工	基 準 高 ∇		± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
				偏 心 量 d		150			
				長 さ L		-100			
第9節 杭工	3-9-6	合成杭工	巻 立 て 幅 w		-50	全数測定。			
			巻立て厚さ t		-30				
第9節 杭工	3-9-6	合成杭工	基 準 高 ∇		± 50	全数測定。			
			偏 心 量 d		D/4 以内 かつ100以内				

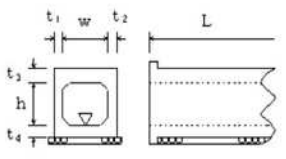
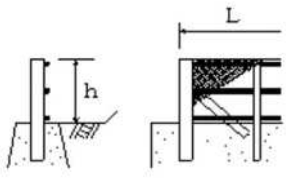
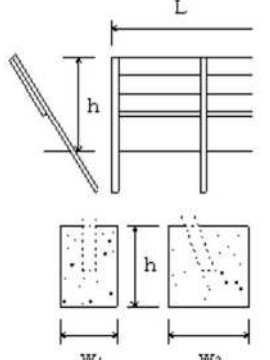
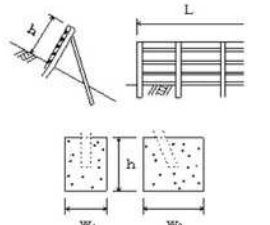
出来形管理基準規格値 (mm)

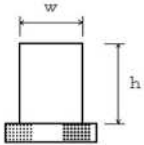
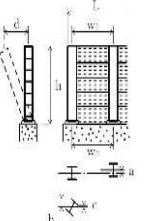
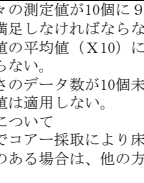
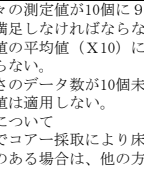
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第1章 コンクリートダム	第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
			天 端 幅	±20			
			ジョイント間隔	±30			
			リ フ ト 高	±50			
			堤 幅	-30, +50			
			堤 長	-100			
		コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
			ジョイント間隔	±30			
			幅	±40			
			長 さ	-100, +60			
		コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
			ジョイント間隔	±30			
			リ フ ト 高	±50			
			堤 幅	-30, +50			
			堤 長	±40			

出来形管理基準規格値 (mm)

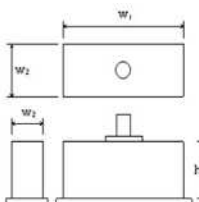
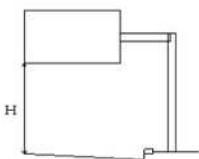
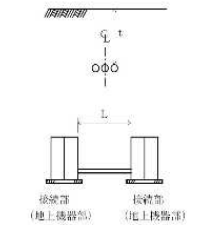
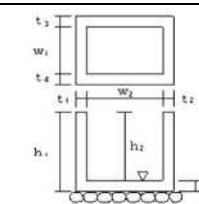
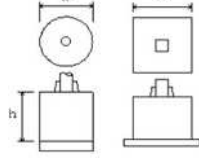
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要	
第1章 コンクリートダム	第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
			ジョイント間隔	±20			
			リ フ ト 高	±50			
			長 さ	±100			
			厚 さ	±20			
第2章 ファイルダム	第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種 (タンピングローラー) の場合		
			外 側 境 界 線	-0, +500			
		2-3-6 フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
			外 側 境 界 線	-0, +1000			
			盛 立 幅	-0, +1000			
		2-3-7 ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
			外 側 境 界 線	-0, +2000			
		2 フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 1回／1施工箇所		
			ジョイント間隔	±30			
			厚 さ t	±20			
			幅 w	±40			
			リ フ ト 高 さ	±20			
			長 さ L	±100			
第3章 基礎グラウチング	第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
			配 置 誤 差	100			

出来形管理基準規格値 (mm)

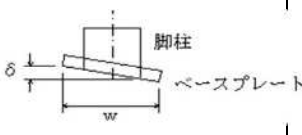
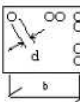
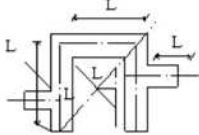
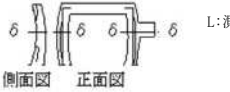
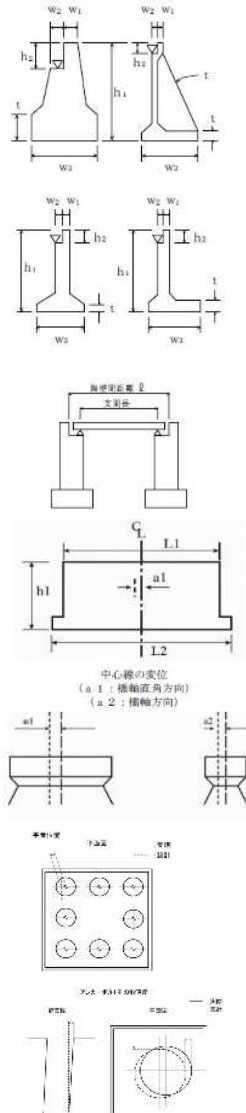
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第1章道路改良	工第3節工場製作	1-3-2 遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定		
	第9節カルバート工	1-9-6 場所打函渠工	基 準 高 ∇ 厚 さ $t_1 \sim t_4$ 幅 (内法) w 高 さ h 延長 L $L < 20 \text{ m}$ $L \geq 20 \text{ m}$	± 30 -20 -30 ± 30 -50 -100	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。 	
	第11節落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工	幅 w 延 長 L 法 長 L 吊りロープ長 L ア ン カ ー 長	-200 -200 -100 -200 雪崩予防柵工を適用	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 ロープ10本につき1ヶ所以上測定。10本以下の場合は2ヶ所以上測定。	
		1-11-5 落石防護柵工	高 さ h 延 長 L 基 礎 w_1, w_2 高 さ h	± 30 -200 -30 -30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎1基毎	
		1-11-6 防雪柵工	高 さ h 延 長 L 基 礎 w_1, w_2 高 さ h	± 30 -200 -30 -30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
		1-11-7 雪崩予防柵工	高 さ h 延 長 L 基 礎 w_1, w_2 高 さ h ア ン カ ー 打 込 み ℓ ア ン カ ー 埋 込 み ℓ	± 30 -200 -30 -30 -10% -5%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎 基礎1基毎 全数	

番 号		工 種	測定項目	規 格 値 個々の 測定値 (X)	10個の 測定値 の平均 (X ₁₀)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
第1章 道路改良	第12節 遮音壁工	1-12-4	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
				高 さ h	-30					
				延 長 L	-200				1 施工箇所毎	
		1-12-5	遮音壁本体工	間 隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所				
				支 柱	ず れ a				10	
					ね じ れ b-c				5	
					倒 れ d				h × 0.5%	
					高 さ h				+30, -20	
				延 長 L	-200				1 施工箇所毎	
第2章 舗装	第4節 舗装工	2-4	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基 準 高 ▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
				厚 さ	t < 15cm	-30				-10
					t ≥ 15cm	-45				-15
				幅		-100				—
		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
				幅					-25	—

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第2章 舗装	第5節 排水構造物工	排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
			延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
	第6節 縁石工	中央分離帯工	基 準 高	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
			幅 W	-20		
			高 さ H	-40		
			延 長 L	-200		
	第7節 路掛版工	路掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1ヶ所/1路掛版	
			各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所/1路掛版	
			各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所/1路掛版	
		(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20	全数	
			厚 さ	—		
		(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20	全数	
			ア ン カ ー 長	± 20	全数	
	第9節 標識工	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 、 w_2	-30	基礎1基毎	
			高 さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
		大型標識工 (標識柱工)	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
第12節 道路付属施設工	2-12-5 ケーブル配管工	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	
			延 長 L	-200	接続部間毎で全数	
		ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打部分のある場合	
		電線共同溝	※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20		
		電線共同溝 (ハンドホール工)	※幅 w_1 、 w_2	-30		
	2-12-6 照明工	(照明柱基礎工)	※高さ h_1 、 h_2	-30	1ヶ所/1施工箇所	
			幅 w	-30		
			高 さ h	-30		

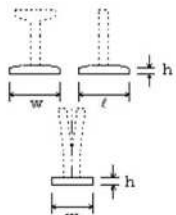
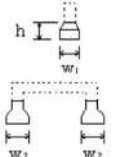
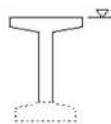
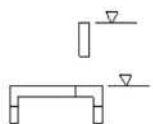
出来形管理基準規格値 (mm)

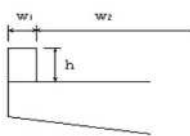
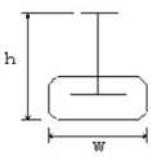
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第3章 橋梁下部	第3節 工場製作工	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。 	
					w: 部材幅 (mm)	
			ベースプレートの孔の位置 孔の径 d	± 2	全数を測定。 	
				0~5	全数を測定。 b: 孔の中心間距離 (mm) d: 孔の直径 (mm)	
		仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10 \text{ m}$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20 \text{ m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20 \text{ m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。 	
			はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1,000$	各主構の各格点を測定。 	L: 測線長
			柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 	H: 高さ (m)
第6節 橋台工	3-6-8 橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
		厚 さ t	-20	箱抜形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
		天 端 幅 w_1 (橋 軸 方 向)	-10	なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
		天 端 幅 w_2 (橋 軸 方 向)	-10	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
		敷 幅 w_3 (橋 軸 方 向)	-50			
		高 さ h_1	-50			
		胸壁の高さ h_2	-30			
		天 端 長 ℓ_1	-50			
		敷 長 ℓ_2	-50			
		胸壁間距離 ℓ	± 30			
		支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	± 50			
		アンカーボルトの箱抜き		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。		
		支 承 部	計 画 高	+10~-20		
			平 面 位 置	± 20		
			アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下		

出来形管理基準規格値 (mm)

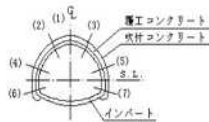
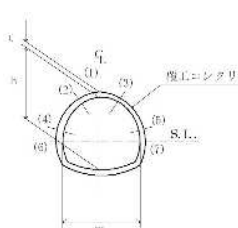
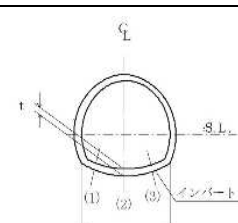
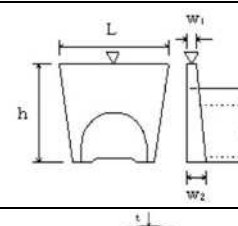
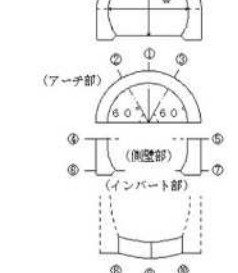
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
第3章 橋梁下部	第7節 R C 橋脚工	3-7-9 橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
			厚 さ t	-20									
			天 端 幅 w_1 (橋 軸 方 向)	-20									
			敷 幅 w_2 (橋 軸 方 向)	-50									
			高 さ h	-50									
			天 端 長 l_1	-50									
			敷 長 l_2	-50									
			橋脚中心間距離 l	± 30									
			支 間 長 及 び 中心 線 の 変 位	± 50									
			アンカーボルトの箱抜き					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。					
			支 承 部	計 画 高							$+10 \sim -20$		
				平 面 位 置							± 20		
				アンカーボルト孔の鉛直度				$1/50$ 以下					

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第3章 鋼橋下部	第8節 鋼製橋脚工	3-8-9 橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
			幅 w (橋 軸 方 向)		-50			
			高 さ h		-50			
			長 さ h		-50			
		橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
			幅 w ₁ , w ₂		-50			
			高 さ h		-50			
	第8節 鋼製橋脚工	3-8-10 橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
			橋脚中心間距離 ℓ		±30			
			支 間 長 及 び 中心 線 の 変 位		±50			
		橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
			橋脚中心間距離 ℓ		±30			
			支 間 長 及 び 中心 線 の 変 位		±50			
3-8-11 現場継手工		現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)		5 ※±5	主桁、主鋼の全継手数の1／2を測定 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合			
第4章 鋼橋上部		第3節 工場製作	4-3-9 橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ≤10 ±4…… ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-10 支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
			可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
支承中心間隔 (橋軸直角方向)			コンクリート橋 ±5	鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))				
水 平 度			橋 軸 方 向	1／100				
			橋軸直角方向					
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5							
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上							

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第4章 鋼橋上部	第5節 鋼橋架設工	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照	
			可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上		
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))		
			水平度	1/300		
			橋軸方向			
			橋軸直角方向			
	第8節 橋梁付属物工		可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5		
			可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
	4-8-1	地覆工	地覆の幅 w ₁	-10～+20	1 径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定。 	
			地覆の高さ h	-10～+20		
			有効幅員 w ₂	0～+30		
	4-8-3	落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	設計値以上	全数測定する。	
			アンカーボルト 定着長	-20以内かつ -1D以内	全数測定する。 D：アンカーボルト径 (mm)	
	4-8-6 4-8-7	橋梁用防護柵工	天端幅 w ₁	-5～+10	1 径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定。 	
		橋梁用高欄工	地覆の幅 w ₂	-10～+20		
			高さ h ₁	-20～+30		
			高さ h ₂	-10～+20		
			有効幅員 w	0～+30		
第5章 コンクリート橋上部	第6節 プレキャスト橋工	5-6-2 プレキャスト桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスリング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長 	
			高さ h	+10 -5		
			桁長 ℓ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5)		
			スパン長	かつ -30mm以内		
			横方向最大タワ	0.8ℓ		
	第7節 コンクリート橋下部工					

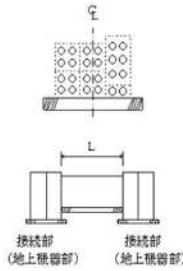
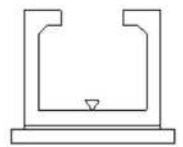
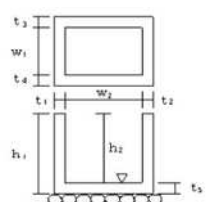
出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第6章 トンネル (NATM)	第4節 支保工	6-4-3 NATM 吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
		6-4-4 NATM ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		
			角度	—			
			削孔深さ	—			
			孔径	—			
		突出量	プレート下面から10cm以内				
	第5節 覆工	6-5-3 NATM 覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (f)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (g)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (h)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
		6-5-4 側壁コンクリート工	幅 w（全幅）	—50			
			高さ h（内法）	—50			
			厚さ t	設計値以上			
延長 L			—				
第6節 インバート工	6-5-5 NATM 床版コンクリート工	幅 w	—50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (1)幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (f)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (g)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
	6-6-4 NATM インバート本体工	厚さ t	—30				
		幅 w（全幅）	—50				
		厚さ t	設計値以上				
		延長 L	—				
第8節 坑門工	6-8-4 NATM 坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
		幅 w1, w2	—30				
			高さ h < 3m				—50
		高さ h ≥ 3m	—100				
		延長 L	—200				
	6-8-5 NATM 明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑧において、厚さの測定を行う。			
		幅 w（全幅）	—50				
		高さ h（内法）	—50				
		厚さ t	—20				
		延長 L	—				

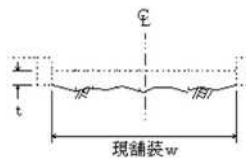
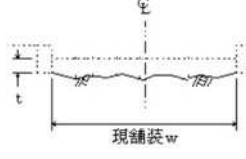
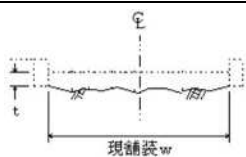
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1章 共同溝	第6節 現場打構築工	11-6-2	共同溝 (現場打躯体工)	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定		
		12-5-4	電線共同溝 (現場打ボックス工) (特殊部)	厚 さ t	-20			
				内 空 幅 w	-30			
				内 空 高 h	±30			
				ブ ロ ッ ク 長 L	-50			
	11-6-4	共同溝 (カラー継手工)	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定			
			幅 w	-20				
			長 さ L	-20				
	11-6-5	共同溝 (防水工)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定			
		共同溝 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定			
		共同溝 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定			
			幅 w	±50				
			厚 さ t	-20				
第6節 構築工 プレキャスト	11-7-2	共同溝 プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の摘要は据付後の段階検査時のみ適用する。			
			延 長 L	-200	延長：1施工箇所毎			

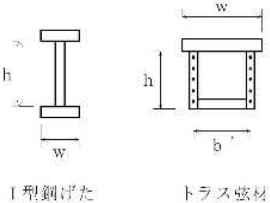
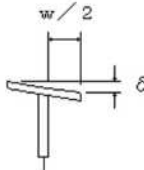
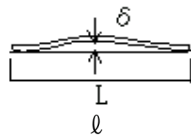
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
第12章 電線共同溝工	12-5-2 管路工 (管路部)	埋 設 深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所		
		延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。【管路センターで測定】		
	12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所		
	12-6-2 ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※現場打部分のある場合		
		※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
		※幅 w_1, w_2	-30			
		※高さ h_1, h_2	-30			

出来形管理基準規格値 (mm)

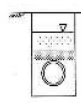
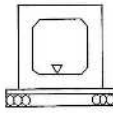
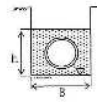
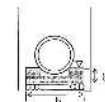
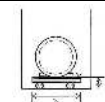
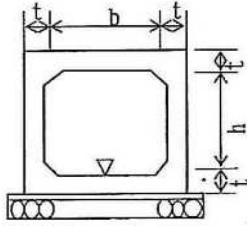
番 号		工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
				個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₁₀)				
第14章道路維持	第3節舗装工	14-3-5	切削オーバーレイ工	厚さ t (切 削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高さと切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
				厚さ t (オーバーレイ)	-9				
				幅 w	-25				
				延 長 L	-100				
				平 坦 性	-	3m ² プロファイル標準偏差(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)標準偏差(σ) 1.75mm以下			
		14-3-5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚 さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
				厚 さ t (オーバーレイ)	-9				
				幅 w	-25				
				延 長 L	-100				
				平 坦 性	-	3m ² プロファイル標準偏差(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)標準偏差(σ) 1.75mm以下			
		14-3-7	路上再生工	路 厚 さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。			
				盤 幅 w	-50				
				工 延 長 L	-100				

出来形管理基準規格値 (mm)

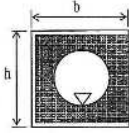
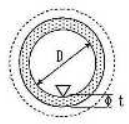
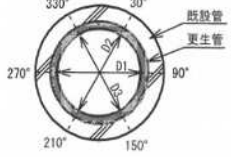
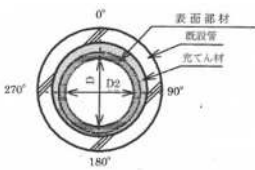
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
				鋼げた等	トラス・アーチ等		
第1章 第3節 第6章 道路修繕	第3節工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工					
		フランジ幅 w (mm)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$	主桁・主構	各支点および各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス弦材	
		腹板高 h (mm)	$\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots \cdots 2.0 < w$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
		腹板間隔 b (mm)					
		フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点および各支間中央付近を測定。		
		圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定 ℓ : 部材長 (mm)		

第8編下水道編

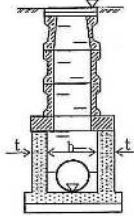
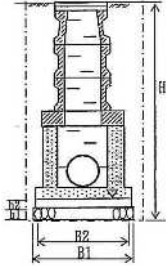
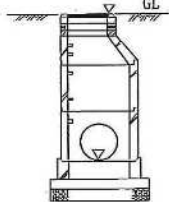
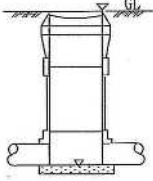
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 下水道編	第1章 開削工	8-1-1 管路掘削		深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
				幅 B	-50			
		管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。			
		8-1-2 管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。	 		
			中心線の変位（水平）	±50				
			勾配	設計勾配±20%				
			延長 ℓ	- ℓ /500 か -200				
			総延長 L	-200				
		短形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。			
			中心線の変位（水平）	±50				
			勾配	設計勾配±20%				
			延長 ℓ	- ℓ /500 か -200				
			総延長 L	-200				
		圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。			
			中心線の変位（水平）	±50				
			総延長	-200				
		8-1-3	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
				幅 B	-50			
				厚さ h	-30			
			砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
				幅 b	-50			
				厚さ h	-30			
			コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
				幅 b	-30			
				厚さ h	-30			
			まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
		はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。			
			幅 b	-30				
			厚さ h	-30				
		8-1-4 現場打水路		基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
				中心線の変位（水平）	±50			
				幅 b	-30			
				高さ h	±30			
				厚さ h	-20			
				勾配	設計勾配±20%			
				延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200			
				総延長 L	-200			
		8-1-5 鋼矢板土留		基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
				根入長 L	設計値以上			
				変位	100			

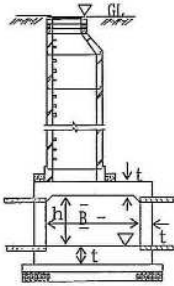
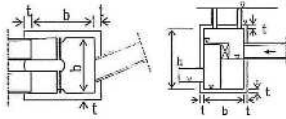
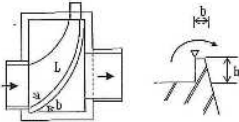
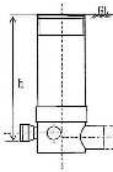
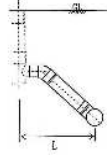
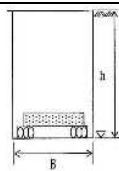
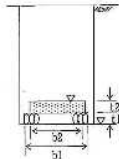
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
第8編 下水道編	第2・3章 小口径推進工・推進工	8-2-1 推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、推進管1本ごとに1箇所測定する。					
			中心線の変位（水平）	±50						
			勾配	設計勾配±20%						
			延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200						
			総延長 L	-200						
		8-2-2 空伏工	基準高▽	±50	1 施工箇所ごとに測定する。					
			幅 b	-30						
			高さ h	-30						
			中心のずれ	±50						
			延長	-50						
	第4章 シールド工	8-4-1 掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。					
			中心線の変位（水平）	±100						
			延長 ℓ	- ℓ/500 かつ -200						
			総延長 L	-200						
		8-4-2 二次履工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。					
			中心線の変位（水平）	±50						
			二次履工 t	-20						
			仕上がり内径 D	±20						
			勾配	設計勾配±20%						
延長 ℓ			- ℓ/500 かつ -200							
第5章 管渠更生工	5-3-1 管きよ内面被覆工 反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差のないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でもそれぞれ測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所（図参照）で測定する。 硬化直後の24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。						
		更生管厚	6 箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限値は+20以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。							
		5-3-2 管きよ内面被覆工 製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）				平均管厚が設計更生管厚を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でもそれぞれ測定する。 それぞれの更生管の内側中央高さと幅の2ヶ所で測定する。		

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第 8 編 下 水 道 編	第 6 章 マンホール工	8-6-1 マンホール工 (現場打ち)	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			幅 b (内法)	-30			
			壁厚 t	-20			
			人孔天端高	±30			
		マンホール基礎工 (現場打ち)	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			床掘深 H	±30			
			基礎工幅 BI	-50			
			基礎工高 h1	-30			
			コンクリート工幅 B2	-30			
			コンクリート工高 h2	-10			
		8-6-2 組立マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			人孔天端高	±30			
		8-6-3 小型マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			人孔天端高	±30			

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第 7 章 特殊マンホール工	8-7-1	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			幅 b	-30			
			高さ h	±30			
			壁厚 t	-20			
			人孔天端高	±30			
	8-7-2	伏せ越し室・雨水吐室工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			幅 b (内法)	±30			
			高さ h	±30			
			厚さ t	-20			
	8-7-3	伏せ越し管工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			中心線の変位	±30			
	8-7-4	越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1 施工箇所ごとに測定する。		
			幅 b (厚さ)	±20			
			高さ h (深さ)	±30			
			延長 L (長さ)	-20			
			中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。	
	幅、長さ B	-30					
	深さ h	-30					
	壁厚 t	-20					
	第 8 章 取付管及びます工	8-8-1	公共ます	ます深 h	±30	1 施工箇所ごとに測定する。	
8-8-2		取付管	延長 (L)	-200	1 施工箇所ごとに測定する。		
第 11 章 立坑工	8-11-1	立坑工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			寸法 B	±100			
			深さ h	±30			
	8-11-2	立坑土工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
			碎石基礎幅 b l	-50			
			碎石基礎厚 t l	-30			
			底版コンクリート基準高	±30			

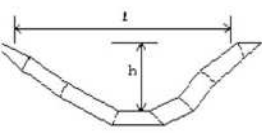
第9編 公園緑地編

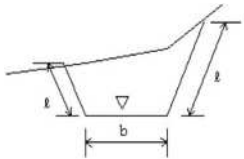
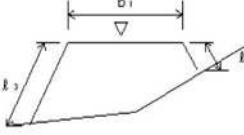
出来形管理基準規格値（mm）

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第9編 公園緑地編	第2章 植栽	9-2-1 植栽工 客土	pH(H ₂ O)	4.5～8.0	各採取地毎	
			電 気 伝 導 度 (ECメーター)	0.1～1.0mS/cm		
		9-2-2 植栽工 高木（H=3.0m以上）	本 数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
			樹 高 （ H ）	設計値≦H		
			幹 周 （ C ）	設計値≦C<上位階級の寸法値		
			枝 張 （ W ）	設計値≦W		
		9-2-3 植栽工 中低木（H=3.0m未満）	本 数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
			樹 高 （ H ）	設計値≦H<上位階級の寸法値		
			枝 張 （ W ）	設計値≦W		
		9-2-4 植栽工 特殊樹木	本 数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
			樹 高 （ H ）	設計値≦H		
			幹 周 （ C ）	設計値≦C<上位階級の寸法値		
			枝 張 （ W ）	設計値≦W		
		9-2-5 植栽工 地被類	本 数 又 は 面 積	設計値以上	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。	
			茎 長 （ L ）	設計値≦L		
			芽 立 ち	設計値≦芽立数		

第10編 治山編

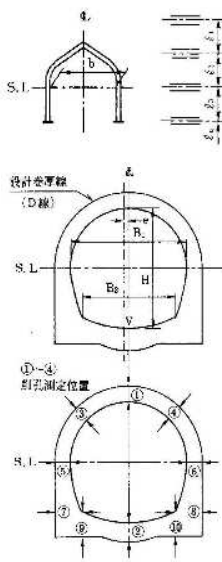
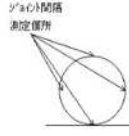
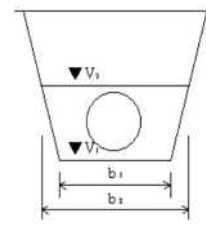
出来形管理基準規格値 (mm)

番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第10編 治山編	第3章 山腹工	10-3-1 山腹線の緑化工 (筋工、柵工等) (木柵工等)	階段延長	-200	施工箇所毎に測定。 階段幅又は高さは各段100mに2箇所。 段長100m以下は1段毎に2箇所測定。 植栽木の本数は各段階毎に全数測定。 全面積測定。 植栽木全数測定。	
			階段幅	-100		
			高さ	±100		
			杭根入れ長	-100		
			杭長	設計値以上		
		10-3-2 山腹面の緑化工 (吹付工、伏工、植栽工等)	植栽本数	設計値以上		
			面積	設計値以上		
		10-3-3 山腹水路工 (張芝、土壤水路工等)	植栽本数	設計値以上	施工延長20m毎に1箇所、延長20m以下は1施工箇所毎に2箇所測定。	
			弦長(幅) ℓ	±100		
			矢高(深さ) h	-50		
			延長 L	-200		
		10-4 ロープネット工	アンカー削孔深	設計深さ以上	施工本数の25%。ただし、当初設計と条件の異なるアンカーについては全数測定。	岩部用アンカー・土砂部アンカーともに適用。
			アンカー削孔方向	地面に垂直に削孔することを標準とし、下向き40度、上向き15度以内		
			ロープ間隔	±200 +500		
			ロープ延長	±200 ±400 ±500 ±500		
				±200 ±400 ±500 ±500		
				±200 ±400 ±500 ±500		
				±200 ±400 ±500 ±500		
				±200 ±400 ±500 ±500		
第5章 自然林造成・改良	10-5-1 植栽工 (緑化工) 大苗 中苗	本数	設計値以上	樹種毎に本数は全数、樹高、枝張、目通り幹周については、20本につき1本の割合で測定。		
		樹高・枝張	設計値以上			
		目通り幹周	-10			
	10-5-2 植栽工 (緑化工) 小苗	樹高・本数	設計値以上	樹種毎に50本(株)に1本(株)の割合で測定。		
	10-5-3 支柱	本数	設計値以上	本数については、全数。 長さ、末口径は100組未満は10組に1組最低5組、100組以上は20組に1組測定。		
		末口径	-15			
		長さ	-30			
	10-5-4 張芝工 (広場造成)	長さ	設計値以上	全面積測定		
第5章 森林整備	10-5-5 植栽工(森林整備)	本数	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
	10-5-6 枝落し	高さ	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し本数を測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
		本数				
	10-5-7 本数調整伐	伐採本数	±2本	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し本数及び胸高断面積を測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。 ※標準地平均は、同一工区での平均。		測定項目の材積又は胸高断面積の2本相当については、標準地全体本数の平均材積又は胸高断面積とする。
		標準地平均	+2本			
		材積又は胸高断面積	±2本相当材積又は胸高断面積			
		標準地平均	+2本相当材積又は胸高断面積			
	10-5-8 雪起し	本数	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
	10-5-9 下刈・つる切り	測線又は対角線	±200	全測線測定。		
		方位角	±1°			
	10-5-10 除伐	測線又は対角線	±200	全測線測定。		
		方位角	±1°			
	10-5-11 作業歩道(W≤50cm)	測点間距離	-200	各測点すべて測定。		
	10-5-12 作業歩道(W>50cm)	幅	-100	幅は50mにつき1箇所測定。		
	10-5-13 作業車道	測点間距離	-200	各測点すべて測定。		
		幅	-150	幅は50mにつき1箇所測定。		
		林道土工に準ず				

出来形管理基準規格値（mm）							
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
第11編 林道編	第11編 林道編	11-1 林道土工	基 準 高		±100	各測点すべて測定。 基準高は原則として中心線で測定。 （基準高について、同時舗装の場合は道路土工に準じる。） 線形については、全IPの位置を測定。	 
			幅		b	±100	
			法長	盛 土	<5m	-100	
					≥5m	-2%	
				切 土	<5m	-200	
					≥5m	-4%	
			路 床 厚			-45	
			測 点 間 距 離			±100	
			I P 間 距	<40		±200	
				≥40		±0.5%	
			交 角			±1°	

第12編 土地改良編

出来形管理基準規格値 (mm)

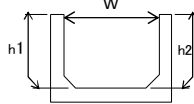
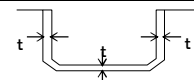
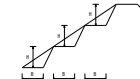
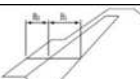
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第12編 土地改良編	12-1 水路トンネル (支保工)	間隔 L	±75	(支保工) 間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として竣工後直後及び覆工直前の2回とする。		土地改良に適用
		幅 b(Bタイプ)	-0			
		(C、Dタイプ)	-40			
		基準高	±50	(コンクリート覆工) 1. 基準、厚さ、幅、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		厚さ t	-0	2. 巻厚 (イ) コンクリート打設後の巻立空間を1スパンの終点において図に示す標示箇所の各点で測定する。		
		幅 b	-40	(ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継ぎ目)において図に示す標示箇所の各点で測定する。		
		高さ h	-40	(ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。		
		中心線のずれe	直線	±100		
			曲線	±150		
		施工延長	L<150m	-150		
			L≥150m	-0.1%		
12-2	防護柵	施工延長 L	-200	1箇所/1施工箇所 19-1～19-3を使用		土地改良に適用
12-3	管水路 (RC管、PC管)	基準高	(注1) ±50 ±30	基準高、中心線のずれ(直線部)については施工延長おおむね40m(測点間隔によつては50m)につき1箇所の割合で測定する。		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
		中心線のずれ	±100	中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。		
		ジョイント間隔	農林省監修土木工事施工管理基準による	ジョイント間隔については1本毎測定する。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		
		施工延長	L<200m L≥200m	-200 -0.1%		
12-4	管水路 (铸铁管、強化プラスチック複合管)	基準高	(注1) ±50 ±30	基準高、中心線のずれ(直線部)については施工延長おおむね40m(測点間隔によつては50m)につき1箇所の割合で測定する。		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。たわみ率の測定は管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き次及び埋戻完了時に測定する。
		中心線のずれ	±100	中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。		
		施工延長	L<200m L≥200m	-200 -0.1%		
		ジョイント間隔	農林省監修土木工事施工管理基準による	ジョイント間隔、ゴム輪位置については1本毎測定する。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		
		たわみ率	±5%			
12-5	管水路 (硬質塩化ビニール管)	基準高	±50	基準高、中心線のずれ(直線部)については施工延長おおむね40m(測点間隔によつては50m)につき1箇所の割合で測定する。		土地改良に適用 埋設深は基準高を規定していない場合に適用する。
		施工延長	L<200m L≥200m	-200 -0.1%		
		埋設深	-50	中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。		
		中心線のずれ	±120			
12-6	管水路基礎	高さ (V ₂ -V ₁)	±30	設計図面に示された高さ、幅については施工延長40m(測点間隔によつては50m)につき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。		土地改良に適用 基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。
		幅	-100			

第12編 土地改良編

出来形管理基準規格値 (mm)

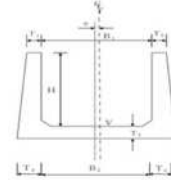
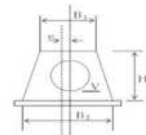
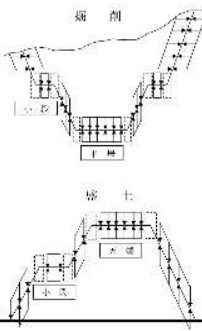
番 号	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第12編 土地改良編	12-7 ほ場整備農地開発 U字溝BF水路	基準高	±40	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
		幅	$b < 1.0 \text{ m}$			
			$b \geq 1.0 \text{ m}$			
		接合 10本あたり	±50			
		施工延長	$L < 200 \text{ m}$			
			$L \geq 200 \text{ m}$			
	12-8 ほ場整備農地開発 組立柵きよ工	法勾配 n	±0.1	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
		基準高	±50			
		幅 b	-40			
		接合 10本当たり	±50			
		施工延長	$L < 150 \text{ m}$			
			$L \geq 150 \text{ m}$			
	12-9 ほ場整備土水路工	法勾配 n	±0.1	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
		基準高	±100			
		水路幅 b1	-75			
		天端幅	$b2 < 1.0 \text{ m}$			
			$b2 \geq 1.0 \text{ m}$			
	12-10 ほ場整備農地開発土砂道	高さ h	-75	幹線道路 施工延長50mにつき1箇所の割合で測定 支線道路 施工延長200mにつき1箇所の割合で測定		
		施工延長	$L < 200 \text{ m}$			
			$L \geq 200 \text{ m}$			
		法勾配 n	±0.1			
		基準高	±150			
	12-11 敷砂利	幅	-100	幅、厚さは延長50mにつき1箇所測定又200mに1箇所の割合で掘起して厚さを測定		土地改良に適用
		厚さ	-45			
		施工延長	$L < 50 \text{ m}$			
			$L \geq 50 \text{ m}$			
		基準高	±150			
	12-12 ほ場整備整地工 (水田)	(指定した時)	±150	全耕区、10m方眼点にて測定。 1 表土深は、標高測定又はつぼ堀による 2 基準高及び均平度は標高測定とする。 また、基準高は基礎面の高さ、均平度は表土戻し後に測定する。		
		表土深	-20%			
		均平度	±50			
	12-13 ほ場整備整地工 (畑地)	基準高 (指定した時)	±200	全筆 測定数は水田に準ずる		
		表土深	-20%			
		均平度	±100			
	12-14 ほ場整備畦畔工	畦畔高 h	-50	施工延長200mにつき1箇所の割合で測定 施工延長を示さない場合は1耕区1箇所の割合で測定		
		畦畔幅 b	-50			
		法勾配 n	±0.1			
	12-15 ほ場整備農地開発 暗渠排水工	布設深	-75	吸水きよの布設深間隔については上・下流端の2箇所測定ただし1本の布設長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所を測定 集水きよは施工延長40mごとに1箇所の割合で測定延長40m以下は1施工箇所ごとに2箇所測定		
		間隔	±750			
		施工延長	$L < 500 \text{ m}$			
			$L \geq 500 \text{ m}$			
	12-16 農地造成 (山成畑)	幅及び長さ	±0.5%	長さ幅は1筆当り1箇所測定 均平度は1筆当り9箇所測定 耕起深は1筆当り5箇所つぼ堀して測定	指定した時	1haあたりおおむね1箇所測定
		耕起幅	±0.5%			
		基準高	±300			
		耕起深	(果樹) -75			
			(野菜) -15			
	12-17 農地造成 (テラス)	幅員	-150	テラス長100m当り1箇所の割合で測定耕起深は1ha当り10箇所測定するほかつぼ堀1ha当り2箇所行い測定。側溝については土水路に準ずる		
		耕起幅	-150			
		耕起深	(果樹) -75			
			(野菜) -15			
		土水路	幅 -75			
			高さ -75			
	12-18 土壌改良	P H測定	±0.5	50aにつき1箇所測定 (深さ15cm) 改良剤散布後2週間以上経過してから測定する。		

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種		測定項目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要						
第12編 土地改良編	第12編 土地改良編	12-19	表面被覆工	高さ(壁高)		-30		施工延長40mにつき、1箇所。40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。				展開図により確認により面積が設計以上であることを確認						
				幅		-30												
				延長		-200		1施工箇所毎。										
				厚さ		設計値以上		100m2につき1回。ただし、延長40mを越えて、施工面積が100m2に満たない場合は、40mにつき1回とする。 1回当たり3点（側壁2点、底版1点）。				材料使用量を空袋にて確認						
				高圧洗浄（品質）		目視による確認		全線										
				外観（品質）		目視による確認		全線										
				材 料			中性化速度 (中性化強度試験) (品質)		中性化深さ5mm以下 中性化速度係数 18mm/√年以下		<試験方法> JIS A 1153 (4週間)		工法の性能、材料の配合や構造等が変わる毎に実施。		試験報告書記載の試験内容、試験結果を確認し、必要に応じて立会試験を行う。 ・規格値の範囲に収まらない材料は使用してはならない			
付着強度 (付着強度試験) (品質)		標準条件															1. 5N/mm2以上	
		多湿条件																
		低温条件																
		水中条件																
乾湿繰返し条件		1. 0N/mm2以上																
温冷繰返し条件																		
圧縮強度 (圧縮強度試験) (品質)		21. 0N/mm2以上															<試験方法> JSCE-K 561 (28日養生)	
長さ変化率 (長さ変化率試験) (品質)		2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0. 05%以下		<試験方法> JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件： 温度23±2℃、湿度50±5%														
摩耗深さ (品質)		標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1. 5以下 HPFRCC：2. 5以下		<試験方法> 表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案） （材齢28日、10時間経過後）														
相対動弾性係数 (凍結融解試験) (品質)		85%以上		JIS A 1148（A法） 凍結融解300回以上														
施 工			圧縮強度		圧縮強度21. 0N/mm ² 以上		①試験体の作製： 表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 ②試験頻度：500㎡毎に1回。 <試験方法> JSCE-K 561 試験体：円柱供試体（φ50mm×100mm）等を1回につき3本採取。 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生。											
			材料付着力		側壁：個々の試験値が1. 0N/mm ² 以上。 底版：3個の試験値の平均値が1. 0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0. 85N/mm ² 以上。		表面被覆後500㎡ごとに3箇所（左右側壁2箇所及び底版1箇所当たりの試験数は3箇所） <試験方法> 短軸引張試験											
12-20	目地補修工	延長		-200		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50mにつき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所												
		幅		設計値の90%以上														
		厚さ																
		外観（品質）		目視による確認		全線												
		材料（品質）				材料承認及び使用資材調書及び空袋にて確認する。												
12-21	頭首工 (本体)	基 準 高		±30		構造図の寸法表示箇所を測定する												
		幅	天端幅等		-30													
			エプロン部		-60													
		厚さ	導流壁、エプロン部		-30													
			高さ		導流壁等		-30											
		長 さ		-100														
12-22	頭首工 (護床（異形）ブロック)	基準高		±150		基準高については施工面積100m2につき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。												
		面積		-0. 2%														
12-23	ため池改修工 (堤土工)	段切り	高さ H	±100		施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 基準高は中心線及び各端部で測定。				1 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 2 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 3 出来形図は横断面図面を利用して作成する。								
			幅 B	-150														
		基準高 V		±100														
		堤幅 W		-100														
		法長 L		-100														
		施工延長		-200														
		ゾーン幅 B		刃金土	+500、-0		施工延長おおむね20mにつき盛土高さ1m上がるごとに測定する。				1 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 2 出来形図は横断面図面を利用して作成する。							
	抱土	-100																
		土工盛土工を準用																

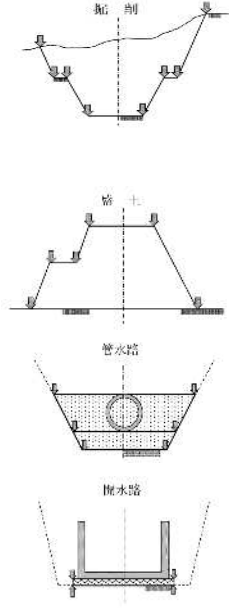
第12編 土地改良編

出来形管理基準規格値 (mm)

番 号		工 種	測定項目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要	
第12編 土地改良編	12-24	ため池改修工 (洪水吐工)	基準高 V		±30		基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。				スパン長の標準を9mとした場合。	
			幅 B		±30							
			厚さ T		±20							
			高さ H		±30							
			中心線のずれ e	直線部	±50							
				曲線部	±100							
			スパン長 L	直線部	±20							
				曲線部	±30							
			施工延長（又は長さ）		-150							
	12-25	ため池改修工 (樋管工) 同上付帯構造物 土砂吐ゲート等	基準高 V		±30		基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。				1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、第12編12-1 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は、第3編1-3-29場所打水路工に準ずる。 ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。	
			幅 B		-20							
			厚さ T		-20							
高さ H			-20									
中心線のずれ e			直線部	±50								
			曲線部	±100								
施工延長（又は長さ）		-150										
12-26	共通工事 (TS等光波方式出来形管理技術(面管理)、TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術、UAV空中写真測量出来形管理技術、TLS出来形管理技術、UAVレーザー出来形管理技術、地上移動体搭載型LS出来形管理技術及びRTK-GNSS出来形管理技術(面管理)の場合)			平均値	個々の計測値	1. 個々の計測値の規格値には、計測精度として以下の数値が含まれている。 【TS等光波方式出来形管理技術(面管理)の場合(国土地理院で規定がないTS等光波方式を利用する場合)】 【鉛直方向】±10mm【平面方向】±20mm 【TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術の場合】±20mm 【UAV空中写真測量出来形管理技術の場合】±50mm 【TLS出来形管理技術の場合】±20mm 【UAVレーザー出来形管理技術の場合】±50mm 【地上移動体搭載型LS出来形管理技術の場合】±50mm 【RTK-GNSS出来形管理技術(面管理)の場合】 【鉛直方向】±30mm、【平面方向】±20mm 2. 計測は天端面(掘削の場合は平端面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				※図中の破線四角部(法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点及び標高方向に±50mm以内にある計測点)は、較差の評価から除く		
		掘削	平場	標高較差	±100						±150	
			法面(小段含む)	水平または標高較差	±70						±160	
		盛土	天端	標高較差	±100						±150	
			法面(小段含む)	標高較差	±80						±190	

※図中の破線四角部(法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点及び標高方向に±50mm以内にある計測点)は、較差の評価から除く

出来形管理基準規格値（mm）

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第1編 土地改良編	第12編	12-26	共通工事 (TS等光波方式出来形管理技術(断面管理)、RTK-GNSS方式出来形管理技術(断面管理)、UAV空中写真測量出来形管理技術(断面管理)及びTLS出来形管理技術(断面管理)の場合)	測定項目は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1～12-25)に定められたものとする。	規格値は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1～12-25)に定められたものとする。	掘削、盛土、管水路、開水路の出来形測定対象点は下図のとおりとし、ほ場整備工事及び図示がない工種は、第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1～12-25)に定められた測定箇所とする。  ↓：土工における出来形測定対象点	
		ほ場整備工事 (TS等光波方式出来形管理技術(断面管理)、RTK-GNSS方式出来形管理技術(断面管理)の場合) 管水路工事 (TS等光波方式出来形管理技術(断面管理)の場合)	舗装工事 (TS等光波方式出来形管理技術(断面管理)の場合)	厚さについては標高較差の算定により管理するものとし、「厚さ」を「標高較差」に名称変更する。			

注) 上記施工管理基準に記載のない工種については、第1編 第1章1-1-27 施工管理の規定に従う。